

新させぼっ子未来プラン(仮称)

【次世代育成支援佐世保市行動計画】

【佐世保市子ども・子育て支援事業計画】

《案》

2015.1.29

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景と趣旨 P 1
 - (1) 計画策定の背景
 - (2) 計画の趣旨
- 2 計画の名称 P 2
- 3 計画の位置づけ P 2
- 4 計画期間 P 3
- 5 計画の策定体制 P 3
 - (1) 佐世保市子ども・子育て会議
 - (2) 市民アンケート調査等の実施
 - (3) パブリックコメントの実施

第2章 現状と課題

- 1 子どもと子育てを取り巻く社会情勢 P 4
 - (1) 少子化の進行
 - (2) 核家族化
 - (3) 共働き世帯の増加
- 2 佐世保市の子どもと子育てを取り巻く現状と課題 P 6
 - (1) 佐世保市における子どもと子育ての現状
 - ①出生数・合計特殊出生率の推移
 - ②子どもの数の推移
 - ③子どもの数の推計
 - ④在宅・保育所利用・幼稚園利用の状況
 - (2) 佐世保市におけるこれまでの取り組み
 - (3) 市民アンケート調査結果と分析の概要
 - (4) 様々な環境変化から見る佐世保市の今後の課題

第3章 計画の基本方針

- 1 基本理念 P 13
- 2 基本的な方向性 P 14
 - (1) 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実
 - (2) 地域での子どもと子育ての支援
 - (3) 子育てと仕事の両立支援
 - (4) 幼児教育・保育の質の向上
 - (5) 計画推進のための包括的サポート
- 3 計画体系 P 16

第4章 今後の具体的な方向性

1 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実 P 17

- (1) 母子の健康管理への支援
 - ①安全で健やかな妊娠・出産への支援
 - ②乳幼児健康診査の充実
 - ③健康診査フォローアップの充実
 - ④家族計画指導
 - ⑤家庭訪問による支援
 - ⑥事故予防・SIDS予防
- (2) 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減
 - ①子どもに関する総合相談窓口（子ども子育て応援センター）
 - ②児童虐待の未然防止
 - ③幼児期から思春期における「いのちの教育」体制の促進
 - ④子育てサポーターの養成
 - ⑤子育て世帯への経済的支援
- (3) 子どもの発達支援
 - ①障がい児支援

2 地域での子どもと子育ての支援 P 35

- (1) 地域における子育て支援の充実
 - ①子育て支援拠点の充実
 - ②子育て支援意識の高揚
- (2) 地域における子どもの健全育成
 - ①児童健全育成施設の改変
 - ②地域の児童健全育成の取り組み支援
 - ③食育の推進
- (3) 子育て援助体制の充実
 - ①ファミリーサポートセンター
 - ②子育て支援サークルのサポート

3 子育てと仕事の両立支援 P 45

- (1) 幼児教育・保育サービスの充実
 - ①幼児教育・保育施設等の充実
 - ②時間外の保育
 - ③一時預かり
 - ④病児保育
 - ⑤その他の子育て支援
- (2) 留守家庭児童の居場所づくり
 - ①放課後児童クラブ
- (3) 事業者の子育てに対する理解促進
 - ①ワーク・ライフ・バランスの推進

- 4 幼児教育・保育の質の向上 P 5 7
 - (1) 「幼児教育センター」を拠点とした多様な幼児教育・保育の推進
 - ①幼児教育・保育全般に関する調査・研究
 - ②研修内容・体制の充実
 - ③保幼小連携の推進
 - ④特別支援教育の充実
- 5 計画推進のための包括的サポート P 6 1
 - (1) 情報発信
 - ①利用者支援

第5章 子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育提供区域の設定 P 6 5
- 2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期 P 6 5
 - (1) 量の見込みの算出方法
 - (2) 量の見込みと確保方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期 P 6 7
 - (1) 量の見込みの算出方法
 - (2) 量の見込みと確保方策
 - ①利用者支援事業
 - ②地域子育て支援拠点事業
 - ③妊婦健康診査
 - ④乳児家庭全戸訪問事業
 - ⑤養育支援訪問事業
 - ⑥子育て短期支援事業
 - ⑦ファミリーサポートセンター事業
 - ⑧一時預かり事業
 - ⑨延長保育事業（時間外保育）
 - ⑩病児保育事業
 - ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保 P 7 4
 - (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方
 - (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策
 - (3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校等との連携の推進方策

第6章 計画の推進体制

- 1 計画の推進と進捗管理 P 7 5
 - (1) 計画の推進にあたって
 - (2) 計画の進捗管理と点検・評価

参考資料

- 1 計画策定の経過等 P 7 6
 - (1) 佐世保市子ども・子育て会議
 - ①佐世保市子ども・子育て会議条例
 - ②委員名簿
 - (2) 審議経過等
- 2 その他 P 7 9
 - (1) 計画目標一覧
 - (2) 子ども育成条例
 - (3) 用語解説

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

急速な少子化や、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化してきている中で、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現が求められています。

こうした中、子育てがしやすい社会の実現を目的として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援について、その充実を図るための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートすることになりました。

この新制度は、基礎自治体を実施主体として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、幼児教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進するものとなっています。基礎自治体においては、「子ども・子育て支援事業計画」を策定して、これらの取り組みを計画的に推進することが求められています。

また、次世代育成支援対策推進法が改正されたことによって、子どもと子育てを支える取り組みを幅広く推進するために、より実効的な計画を策定することも求められています。

以上のとおり、これからの佐世保市の子どもと子育てを支える取り組みについては、子ども・子育て支援新制度などの新たな取り組みを踏まえながら、より実効性の高い施策として計画的に推進することが求められていると言えます。



(2) 計画の趣旨

佐世保市（以下「本市」という）では、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援 佐世保市行動計画」を策定し、子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実や地域での子どもと子育て支援、子育てと仕事の両立支援など、幅広い観点から子どもと子育てを支援するための総合的な施策に取り組んできたところです。

しかしながら、少子化や核家族化の進展、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境は絶えず変化し、これに呼応するように市民ニーズも多様に変化してきています。

こういった状況の変化を踏まえると、本市における子どもと子育てへの支援策として何が求められているかをあらためて把握し、様々な施策に反映させていくことは必要不可欠なことです。また、様々な市民ニーズを国や県の施策に適合させていくことも非常に重要なことです。

以上から、本市では市民ニーズをあらためて把握するとともに、様々なニーズを国や県の動向を踏まえて施策に反映し、さらに計画的に推進していくことを目的として、本計画を策定するものです。

2 計画の名称

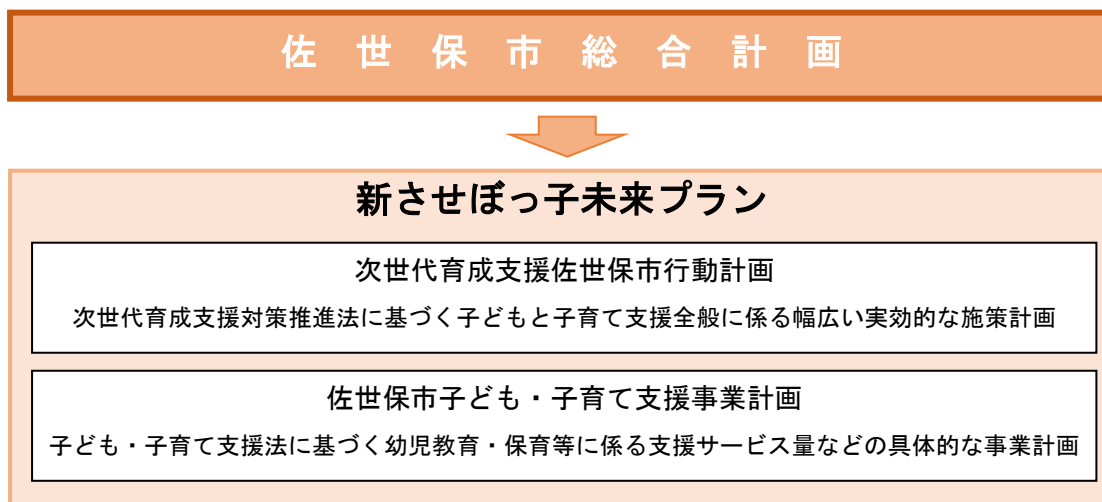
本計画は、名称を「新させぼっ子未来プラン」とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの指針である佐世保市総合計画を上位計画とし、本市における子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画とします。

また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画とするとともに、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画として位置づけます。

【計画の構成イメージ】



4 計画期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画とします。

また、計画内容に見直しの必要性が生じた場合などは、必要に応じて計画期間中においても見直しを行うこととします。

5 計画の策定体制

(1) 佐世保市子ども・子育て会議

子どもと子育てに関連する各分野の専門家、公募市民、学識経験者等で構成する「佐世保市子ども・子育て会議」を設置し、子どもと子育てに関する課題分析や計画内容について議論を行いました。さらに、全体会議の下に3分科会を設置して、より専門的な内容について議論を行いました。

この全体会議及び分科会において議論を重ね、計画の策定を進めました。

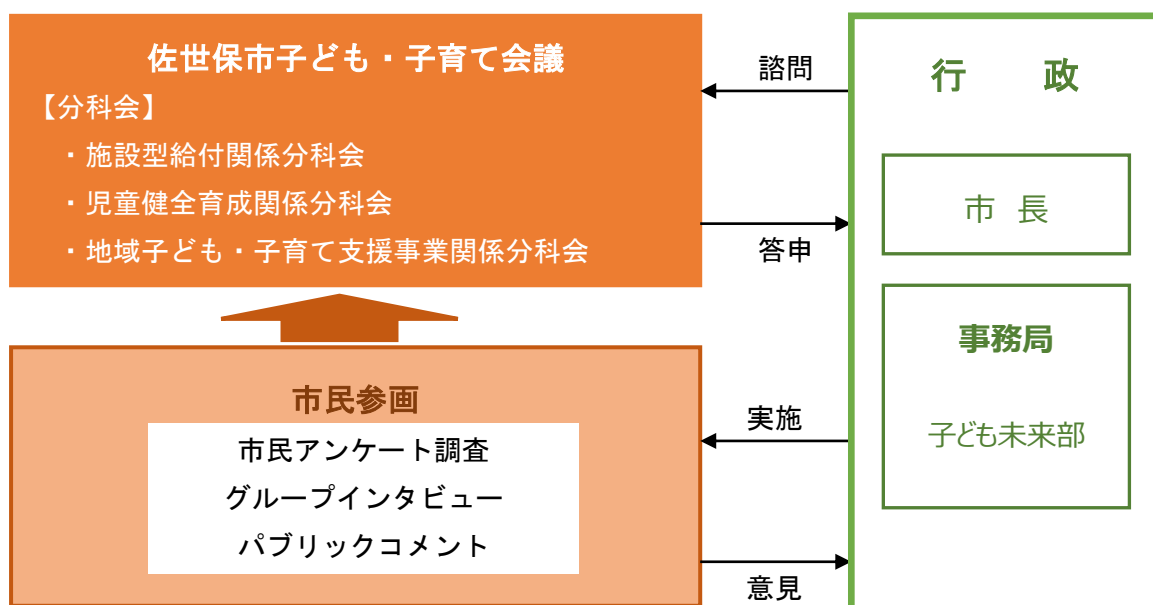
(2) 市民アンケート調査等の実施

子育て世代のニーズを十分に把握するために、0歳から5歳の子どもを持つ世帯(3,045人)へのアンケート調査をはじめ、市内小学校に通う全ての児童保護者(回答数:10,308人)、市内の幼稚園に通う全ての園児保護者(回答数:2,572人)を対象とするアンケート調査を実施しました。また、障がい児を持つ保護者や子育てサークルの関係者を対象としてグループインタビューを実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

広く市民の意見を伺うため、計画(案)に対するパブリックコメントを実施しました。(提出意見数:25人【46件】)

【計画策定体制イメージ】



第2章 現状と課題

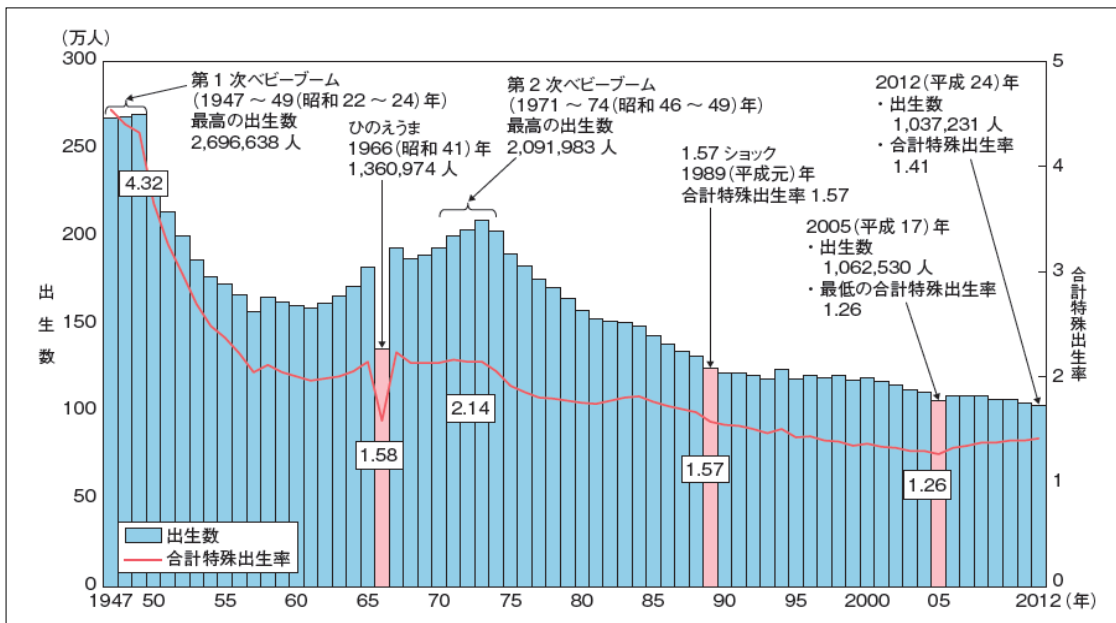
1 子どもと子育てを取り巻く社会情勢

(1) 少子化の進行

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約200万人であったのが、1975（昭和50）年に200万人を割り込み、以降は毎年減少を続けていました。1984（昭和59）年には150万人を割り込み、1991（平成3）年以降は増加と減少を繰り返しながら緩やかな減少傾向をたどっています。

合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたのが、1950（昭和25）年以降急激に低下しました。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していましたが、1975年に2.0を下回ってから再び低下傾向となりました。1989（平成元）年にはそれまで最低であった1966（昭和41）年の数値を下回る1.57を記録し、さらに2005（平成17）年には過去最低の1.26まで落ち込んでいます。なお、2012年は1.41と微増となりましたが、欧米諸国と比較するとなお低い水準にとどまっています。

■ 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



資料) 平成26年版少子化対策白書

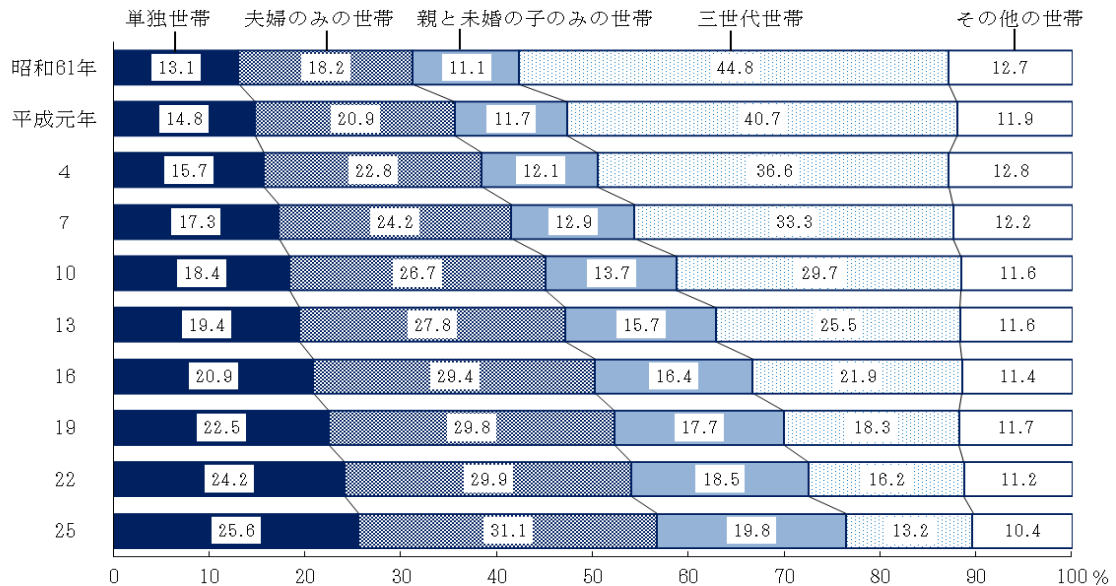
(2) 子どもの貧困

国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの貧困率は、2009（平成19）年に15.7%でしたが、2012（平成24）年には16.3%と微増しています。また、OECDによると、我が国の子どもの貧困率は、2010（平成20）年OECD加盟国34か国中10番目に高く、OECD平均を上回っています。

(3) 核家族化

国民生活基礎調査によると、平成 25 年 6 月 6 日現在の全国の世帯総数は約 5011 万世帯となっていますが、世帯構造別で見ると核家族の増加が顕著にみられます。「夫婦のみの世帯」と「親と未婚の子のみの世帯」は全体の 50.9%を占めており、その数は昭和 61 年に比べ 21.6%増加しています。

■世帯構造の推移



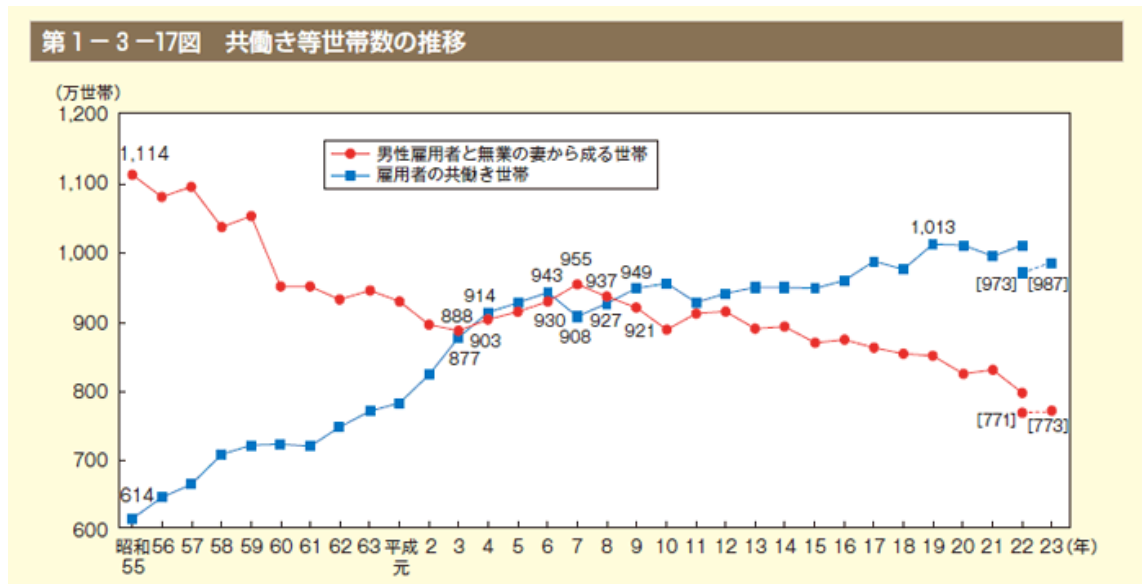
注：1) 平成 7 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

資料) 国民生活基礎調査

(4) 共働き世帯の増加

昭和 55 年以降、共働き世帯は年々増加し、平成 9 年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っている状況が続いています。

■共働き世帯数の推移



資料) 内閣府ホームページより

2 佐世保市の子どもと子育てを取り巻く現状と課題

(1) 佐世保市における子どもと子育ての現状

① 出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生数は平成 24 年 2,347 人と前の年に比べ微減となったものの、合計特殊出生率は 1.75 と長崎県及び国を上回っています。

■ 出生数・合計特殊出生率の推移

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
出生数(単位:人)		2,255	2,473	2,386	2,347
15～49 歳女性数(単位:人)		49,377	50,597	49,555	48,945
合計特殊出生率	佐世保市	1.63	1.77	1.73	1.75
	長崎県	1.50	1.61	1.60	1.63
	国	1.37	1.39	1.39	1.41

資料)佐世保市資料

② 子どもの数の推移

本市の 0 歳から 11 歳の子ども数は、平成 25 年で 28,297 人と平成 22 年に比べて 640 人の減となっており微減傾向にあります。これは、6～11 歳の子ども数が 727 人の減となったことが要因となっており、0～5 歳の子ども数は 87 人の増と、ほぼ横ばいになっています。

■ 子どもの数の推移

(単位:人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
0 歳	2,386	2,374	2,293	2,312
1 歳	2,353	2,463	2,447	2,356
2 歳	2,439	2,325	2,445	2,428
3 歳	2,363	2,425	2,358	2,415
4 歳	2,356	2,391	2,407	2,369
5 歳	2,273	2,345	2,390	2,377
0～5 歳 計	14,170	14,323	14,340	14,257
6 歳	2,355	2,257	2,355	2,388
7 歳	2,320	2,362	2,255	2,342
8 歳	2,447	2,313	2,348	2,254
9 歳	2,492	2,438	2,310	2,334
10 歳	2,555	2,499	2,435	2,297
11 歳	2,598	2,554	2,487	2,425
6～11 歳 計	14,767	14,423	14,190	14,040
0～11 歳 合計	28,937	28,746	28,530	28,297

資料)佐世保市住民基本台帳人口(各年9月30日現在)

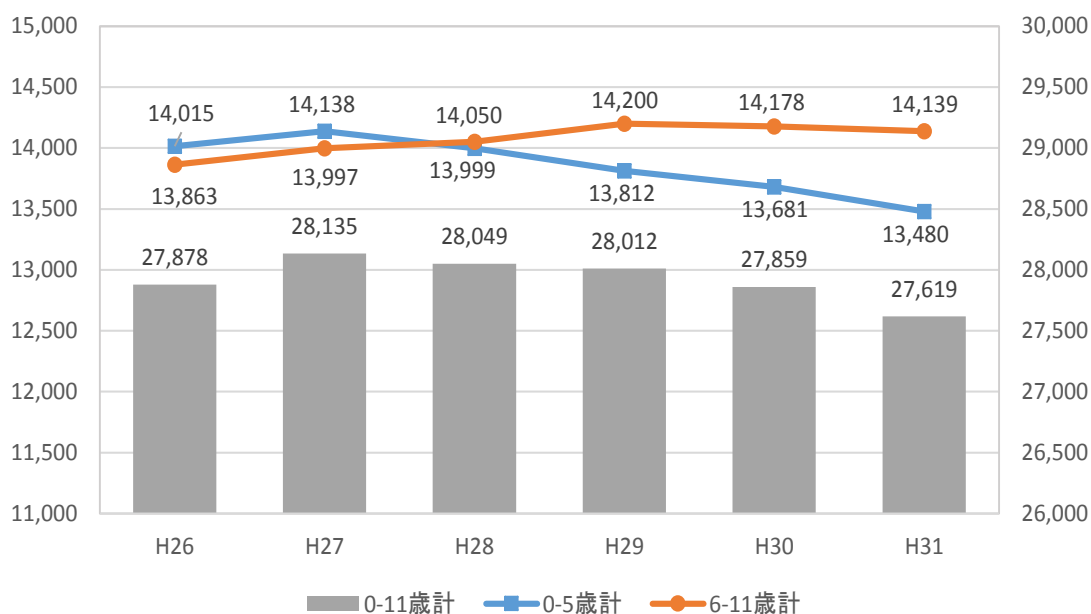
③子どもの数の推計

本市の0歳から11歳の子ども数は、平成27年以降は減少することが見込まれます。これは、0～5歳の子ども数が大きく減少することが要因となっています。なお、6～11歳の子ども数は、平成29年にかけて微増したのち、減少に転じることが見込まれます。

■子どもの数の推計

(単位:人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	2,165	2,253	2,232	2,195	2,158	2,115
1歳	2,352	2,352	2,321	2,299	2,262	2,223
2歳	2,362	2,361	2,332	2,301	2,279	2,242
3歳	2,382	2,332	2,357	2,328	2,297	2,275
4歳	2,402	2,432	2,339	2,364	2,335	2,304
5歳	2,352	2,408	2,418	2,325	2,350	2,321
0～5歳計	14,015	14,138	13,999	13,812	13,681	13,480
6歳	2,355	2,353	2,406	2,415	2,323	2,348
7歳	2,350	2,372	2,350	2,403	2,412	2,320
8歳	2,316	2,378	2,365	2,343	2,396	2,405
9歳	2,235	2,327	2,369	2,356	2,335	2,388
10歳	2,311	2,243	2,324	2,366	2,353	2,332
11歳	2,296	2,324	2,236	2,317	2,359	2,346
6～11歳計	13,863	13,997	14,050	14,200	14,178	14,139
0～11歳合計	27,878	28,135	28,049	28,012	27,859	27,619

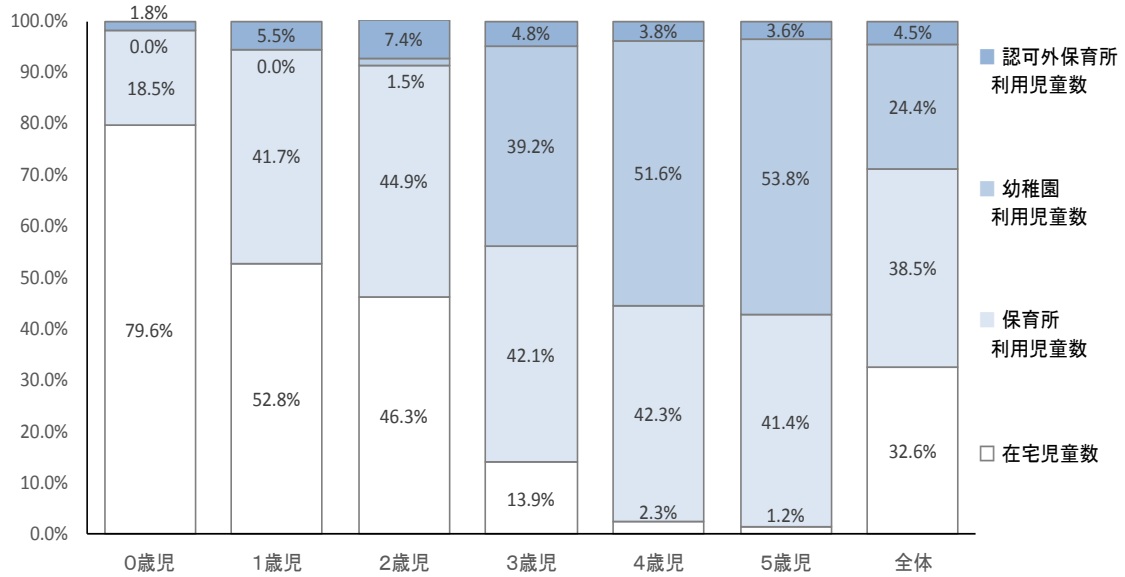


資料)佐世保市住民基本台帳人口による推計

④在宅・保育所利用・幼稚園利用の状況

在宅児童は0歳が79.6%と最も高く、年齢が高くなるにつれ割合が減少しています。保育所利用児童は2歳～5歳にかけて全体の40%前後を占めています。一方、幼稚園利用児童は3歳～5歳にかけて40%～50%となり、4歳児及び5歳児では保育所利用児童数を上回っています。

■在宅児童数、保育所利用児童数、幼稚園利用児童数(平成26年5月現在)



年齢	未就学児童数	在宅児童数	保育所利用児童数	幼稚園利用児童数	認可外保育所利用児童数	保育所等施設利用児童数計
0歳児	2,353	1,874	436	0	43	479
1歳児	2,362	1,247	986	0	129	1,115
2歳児	2,379	1,101	1,067	36	175	1,278
3歳児	2,399	333	1,011	940	115	2,066
4歳児	2,369	54	1,002	1,222	91	2,315
5歳児	2,357	29	975	1,267	86	2,328
全体	14,219	4,638	5,477	3,465	639	9,581

(2) 佐世保市におけるこれまでの取り組み

本市においては、佐世保市総合計画及び次世代育成支援佐世保市行動計画に定めた具体的な施策について、次のような取り組みを進めました。

■ 「子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実」

安心して妊娠・出産が出来る体制を確保するため、母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査を継続して実施するとともに、より細やかな支援を行うために母子保健システムの再構築を実施し、市民サービスの向上を図りました。

児童虐待の未然防止に関する具体的な取り組みとしては、本市独自の「児童虐待対応マニュアル」を作成し、さらに子ども子育て応援センターの体制の充実を図るなど、丁寧な対応に努めました。

経済的支援としては、児童手当や児童扶養手当などの適切な支給を行うとともに、乳幼児福祉医療においては、償還払いから現物給付へ制度変更を行い、子育て世帯への経済的支援と手続きの簡素化を図りました。

子どもの発達支援に関しては、子ども発達センターの利便性の向上を図るため、中心市街地への移転を行いました。

■ 「地域での子どもと子育て支援」

地域で子どもと子育てを支えあう環境をつくり、子どもたちの健全な育成を目指し、放課後の居場所づくりとして児童センター事業、在宅支援として地域子育て支援センター事業、子どもの一時預かり事業などを実施しました。また、ファミリーサポートセンターの登録会員の増加など利用促進に努め、地域での子育て援助体制の充実を図りました。

■ 「子育てと仕事の両立支援」

子育てと仕事の両立を支援し、子どもと子育てを支える環境づくりを進めるため、保育所の運営や施設整備、認定こども園の設置促進、放課後児童クラブの増設を図るとともに、延長保育や休日保育、病児保育事業などの拡充を図りました。また、新たに認可外保育施設への運営支援を開始し、入所児童の処遇改善を図りました。

さらに、子どもと子育てを社会全体で支えていくという機運を高めるため、企業や保護者、一般市民等を対象として子育て講演会や講座を開催するとともに、市内約3,000の企業に対して子どものための休暇取得など子育て支援についてのお願いとして、「市長からの手紙」を送りました。

■ 「幼児教育・保育の質の向上」

社会の変化に対応した質の高い幼児教育の提供と、小学校での「生活」と「学び」の滑らかな接続のために、保育所・幼稚園と小学校等と連携して「保幼小連携接続カリキュラム」を作成しました。

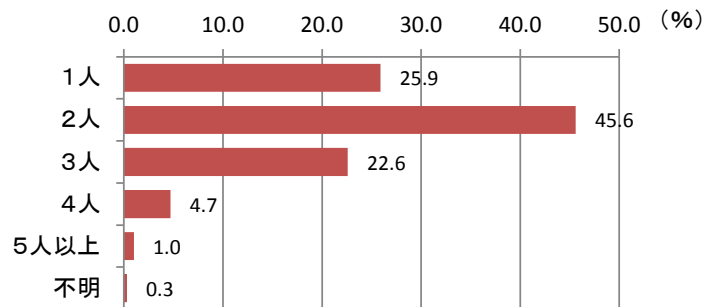
(3) 市民アンケート調査結果と分析の概要

〔市民アンケート調査の実施概要〕

項目	概要
調査目的	0歳～5歳の子どもを持つ世帯の子育ての状況やニーズ把握を行うため
調査時期	平成25年10月
調査対象	(本土)佐世保市内在住の0歳～5歳の子どもの保護者2,998人を無作為抽出 (離島)宇久、黒島・高島に在住の0歳～5歳の子どもの保護者47人全数
実施方法	郵送による配布・回収
回収率	配布数3,045票、回収数1,469票 回収率48.2%

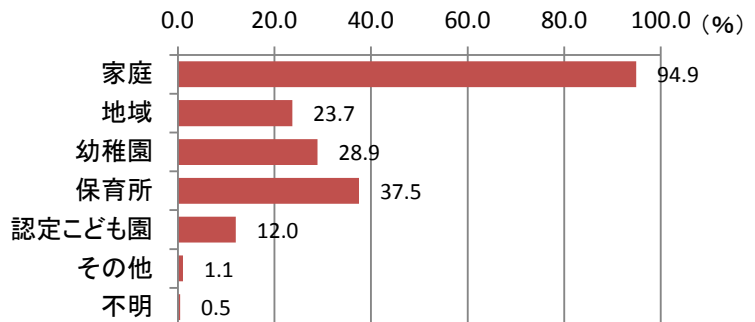
Q:お子さんの数は？

お子さんの人数は「2人」が45.6%で最も多く、「1人」が25.9%、「3人」が22.6%の順で続いています。



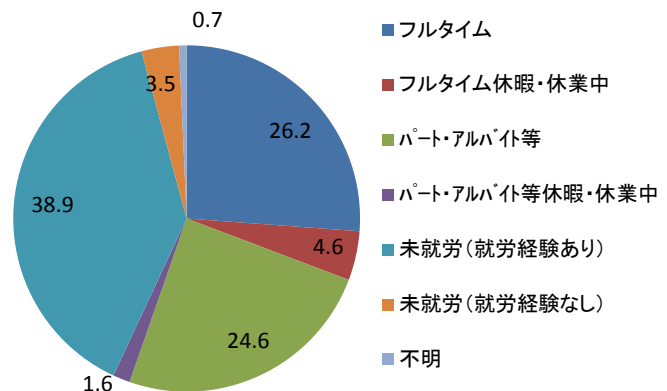
Q:子育てに影響する環境は？（複数回答可）

子育てに最も影響すると思われる環境は「家庭」が94.9%と、2番目に高い「保育所」に比べ50ポイント以上高くなっているなど、その重要性が窺えます。



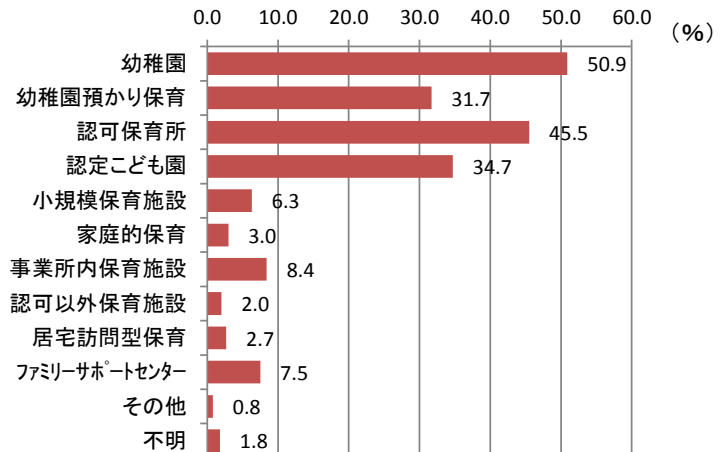
Q:母親の現在の就業状況は？

母親は「未就労（就労経験あり）」が38.9%で最も多く、「フルタイム」と「パート・アルバイト」が25%前後で続いています。



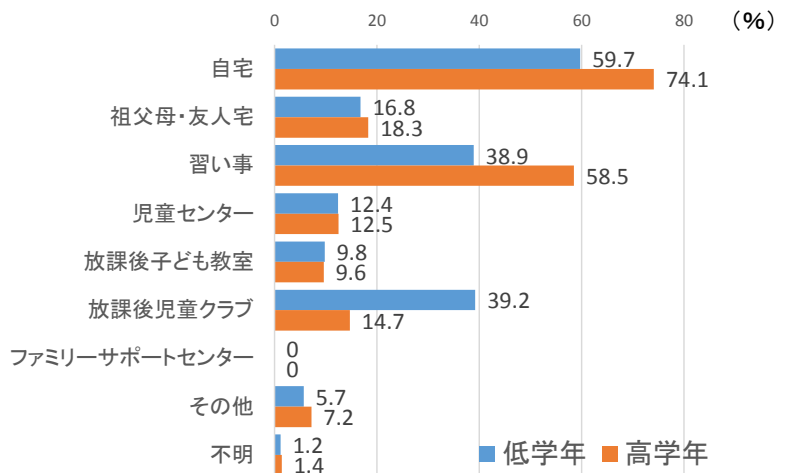
Q:今後利用したい教育・保育施設は？（複数回答可）

定期的にご利用したいと思う教育・保育施設は、「幼稚園」が50.9%で最も多く、「認可保育所」が45.5%、「認定こども園」が34.7%で続いています。



Q:お子さんが、小学生になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答可）

小学校入学後の放課後の過ごし方は、「自宅」が低学年、高学年ともに最も高く、「習い事」が続いています。「放課後児童クラブ」は低学年時には39.2%と全体の2番目に高い割合ですが、高学年になるとその割合は低下しています。



〔市民アンケート結果の分析概要〕

子どもと子育てを支えるための施策を総括的に考える上では、市民アンケート結果において、子育てに最も影響すると思われる環境は「家庭」が94.9%と最も高くなっているように、「家庭」における子育てをいかに支援していくかが重要になると考えられます。

幼児教育・保育の提供という観点では、母親が未就労（就労経験あり）の世帯が38.9%と最も高く、かつ定期的にご利用したい施設は幼稚園が50.9%と最も高いという結果を重視しつつも、社会情勢を踏まえた母親の就労意向の変化を考慮し、バランスの取れた幼児教育・保育サービスの提供が必要と考えられます。

なお、就学後の保育（放課後児童対策）については、アンケート結果では自宅で過ごさせるという意向が高いものの、社会情勢として核家族化・共働き世帯の増加を踏まえ、また、低学年児童については放課後児童クラブも39.2%と高い割合にあることを考慮し、保育サービスの量の確保に努める必要があると考えられます。

(4) 様々な環境変化から見る佐世保市の今後の課題

■ 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実

プレパパ学級の参加希望者の増加や、両親で乳幼児健康診査を受けるケースは増えていますが、父親の育児参加の促進や、妊娠・出産・育児の喜びを父親も共有できる環境をつくることは今後も継続していく必要があります。一方で、子育てへの負担と育児不安の軽減に向けた様々な取り組みを実施しているものの、依然として児童虐待の事例は発生しており、虐待の未然防止に努める必要があります。

子どもの発達支援については、インクルーシブ教育（統合教育）の推進も含めて、「すべての子どもの最善の利益」が実現される環境をさらに充実していく必要があります。

■ 地域での子どもと子育ての支援

地域における子どもと子育てへの支援については、地域やサービスの実情に応じて具体的な方向性を定めていく必要があります。特に、子どもたちを取り巻く環境の変化等を踏まえ、児童センターをはじめとする児童健全育成の今後のあり方については、具体的に検討していく必要があります。なお、地域社会全体で子どもと子育てを支えるという機運を高める取り組みについては、今後も継続して取り組む必要があります。

■ 子育てと仕事の両立支援

子ども・子育て支援新制度への移行にあわせて、幼児教育と保育のニーズを的確に捉えるとともに、適正なサービス量を提供していく必要があります。また、小学校就学後の保育サービスである放課後児童クラブについては、さらなるサービス量の確保と質の充実が求められています。

一方、ワーク・ライフ・バランスの推進など、子育てしやすい社会の実現についても、その環境整備が必要となっています。

■ 幼児教育・保育の質の向上

未就学児への幼児教育・保育の質のさらなる向上が求められています。また、子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、「保幼小連携接続カリキュラム」の活用や改善（P D C A）など、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うことが求められています。

■ 計画推進のための包括的サポート

子ども・子育て支援新制度への移行によって多様化するサービスに対応した情報提供や支援を行う必要があります。また、子育て家庭が求めている情報等を容易に受け取れる環境をつくるなど、きめ細やかな対応が求められています。

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

【佐世保市が目指す姿】

心豊かな人を育むまち

子どもを安心して産み、楽しく育て、
子どもが健やかに成長できる環境づくりが進んでいます。

本計画は、佐世保市が「心豊かな人を育むまち」となり、「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりが進んでいるまち」となることを目指すために、その取り組みの具体的な方向性を定めることを目的としたものです。

この目指す姿を実現するために、本計画の基本理念を次のとおりとします。

- ① 「子どもの最善の利益」が実現できるよう、子どもの視点に立ち、全ての子どもが健やかに成長できるまちになることを目指します。
- ② 保護者が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事ができるまちになることを目指します。
- ③ 地域や社会全体が、子どもと子育てを支え、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる事のできるまちになることを目指します。

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくもの。子育てとは、人間に大きな喜びや生きがいをもたらす最も崇高な営みのひとつ。子育てとは、そのようなものだと考えられます。

保護者が子育ての責任を果たしつつも、子どもたちの健やかな成長と子育てを市民一人ひとりが、地域が、企業が、行政が、社会全体が支えていくまちづくりを目指し、それぞれがその役割を果たす事のできるまちづくりを目指します。

2 基本的な方向性

(1) 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実

各種健康診査事業などにより、母子の健康保持に取り組むとともに、父親の育児参加機会を促進し、妊娠・出産・育児の喜びを父親も共有できる環境づくりを目指します。また、『子ども子育て応援センター』体制の充実を図り、児童虐待の未然防止や育児不安の軽減に努めます。

障がい児支援においては、「療育」と「子育て支援」を両輪とした『子ども発達センター』の充実を図るとともに、『すぎのこ園』との連携を強化します。また、幼児教育センターの主導により『子ども発達センター』や『すぎのこ園』と連携して市内施設職員への研修を行い、障がい児の育ちも含めた「すべての子どもの最善の利益」が実現される環境の充実を目指します。

[主な達成目標]

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
4か月児健康診査の受診率	98.8%	100%
虐待相談対応改善率	54.9%	50%以上

(2) 地域での子どもと子育ての支援

地域の実情に応じた子どもと子育て支援の充実を目指します。環境の変化に対応するため、児童センターのあり方について、放課後児童対策も含め、一体的に検討を進めます。また、「地域子育て支援センター」や「認定こども園」の子育て支援機能についても、それぞれの役割分担を考慮して、子育て家庭のニーズへの対応を図ります。

子どもは社会の宝、未来への希望であるとの認識のもと、すべての大人（市民）と力を合わせ、子どもが尊重され、幸せに育つとともに、子どもが誇りを持つことのできるまちとなることを目指します。

[主な達成目標]

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
地域子育て支援センターの延べ利用人数	125,747人	150,000人
ファミリーサポートセンター登録数	1,617人	3,000人

(3) 子育てと仕事の両立支援

幼児教育・保育の需要に対応するとともに、質の向上と環境の整備に努めます。また、要望が多い「放課後児童クラブ」についても事業計画に基づいて質の向上と量の確保に努めます。

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、働き方や父親の育児参加の意識高揚を図り、子育て家庭の育児に対し、事業主の理解が深まることを目指します。

[主な達成目標]

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
保育所待機児童数（4月1日現在）	0人	0人
放課後児童クラブ設置数 <u>（うち一体型の開設数）</u>	46か所 <u>（14か所）</u>	<u>73</u> か所 <u>（17か所）</u>

(4) 幼児教育・保育の質の向上

幼児教育センターを幼児教育・保育全般に関する調査・研究の「中枢」を担う施設として、特別支援教育や保幼小連携に関する事など、適切な研究テーマの企画・立案や、調査・研究方針の調整を行います。

佐世保私立幼稚園協会や佐世保市保育会等関係団体と連携して、未就学児の幼児教育・保育に関する研修拠点となるように努め、多様な就学前教育・保育の推進による幼児教育・保育の充実を目指します。

[主な達成目標]

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
幼稚園の就園率	98.7%	100%
幼児教育・保育研修に対する幼稚園教諭・保育士の満足度	97.2%	100%

(5) 計画推進のための包括的サポート

子どもやその保護者、妊婦等のニーズに基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援等を円滑に利用できるように、情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う「利用者支援事業」への取り組みを進めるとともに、きめ細かな情報発信に努めます。

子育て家庭が必要な支援を受けやすくなり、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域づくりを目指します。

3 計画体系

《基本理念》心豊かな人を育むまち

重点目標	施策	具体的な取り組み
1. 子どもを安心して産み育てることができる環境の充実	(1) 母子の健康管理への支援	①安全で健やかな妊娠・出産への支援 ②乳幼児健康診査の充実 ③健康診査フォローアップの充実 ④家族計画指導 ⑤家庭訪問による支援 ⑥事故予防・SIDS予防
	(2) 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減	①子どもに関する総合相談窓口（子ども子育て応援センター） ②児童虐待の未然防止 ③幼児期から思春期における「いのちの教育」体制の促進 ④子育てサポーターの養成 ⑤子育て世帯への経済的支援
	(3) 子どもの発達支援	①障がい児支援
2. 地域での子どもと子育ての支援	(1) 地域における子育て支援の充実	①子育て支援拠点の充実 ②子育て支援意識の高揚
	(2) 地域における子どもの健全育成	①児童健全育成施設の改変 ②地域の児童健全育成の取り組み支援 ③食育の推進
	(3) 子育ての援助体制の充実	①ファミリーサポートセンター ②子育て支援サークルのサポート
3. 子育てと仕事の両立支援	(1) 幼児教育・保育サービスの充実	①幼児教育・保育施設等の充実 ②時間外の保育 ③一時預かり ④病児保育 ⑤その他の子育て支援
	(2) 留守家庭児童の居場所づくり	①放課後児童クラブ
	(3) 事業者の子育てに対する理解促進	①ワーク・ライフ・バランスの推進
4. 幼児教育・保育の質の向上	(1) 「幼児教育センター」を拠点とした多様な幼児教育・保育の推進	①幼児教育・保育全般に関する調査・研究 ②研修内容・体制の充実 ③保幼小連携の推進 ④特別支援教育の充実
5 計画推進のための包括的サポート	(1) 情報発信	①利用者支援

第4章 今後の具体的な方向性

1 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実

(1)母子の健康管理への支援

《施策のねらい》

『母子の健康管理への支援』は、健康診査をはじめ、訪問指導や各種相談、事故予防など様々な支援を行うことによって、妊娠・出産から乳幼児期における母子の安全で健やかな暮らしを支えるまちをつくることを目的とした施策です。

《達成目標（指標）》

（次世代育成支援行動計画関係）

指標	現状(現状 25 年度)	目標(平成 31 年度)
乳幼児健康診査受診率	95.2%	97%
乳児家庭全戸訪問実施率	92.2%	100%

（子ども・子育て支援事業計画関係）

指標	現状 25 年度	平成 31 年度
妊婦健康診査 (受診人数、延べ受診回数)	2,312人 27,450回	2,220人 26,640回
乳児家庭全戸訪問事業 (対象者数)	2,259人	2,000人
養育支援訪問事業 (延べ人数)	227人	280人

《施策体系》

- ①安全で健やかな妊娠・出産への支援
- ②乳幼児健康診査の充実
- ③健康診査フォローアップの充実
- ④家族計画指導
- ⑤家庭訪問による支援
- ⑥事故予防・SIDS予防

①安全で健やかな妊娠・出産への支援

ア)妊娠中の支援

■安心して出産に臨むことができる環境づくり

〔現状と課題の整理〕

近年、核家族化や地域社会の人間関係の希薄化、両親の就労等により妊婦が孤立してしまう環境になりやすい社会と言えます。

こうした中、妊婦の孤立を防ぐため、妊娠中の健康管理や出産準備等の情報提供として母子健康手帳交付時に啓発冊子を配付するとともに、専門スタッフによる相談を実施しています。また、妊娠中からの仲間づくりを促進するために交流の場としてマタニティ学級を開催するなど、安心した出産につなげています。マタニティ学級の初妊婦の平成 25 年度参加率は市・病院合わせて 78%です。市が実施しているマタニティ学級への参加者は 700 人を超え、参加者満足度も 96%と高い評価を受けています。

さらに、妊娠中の健康管理ができるように、すべての妊婦に対し産婦人科での妊婦健康診査受診の助成を行っています。助成回数は平成 20 年度までは 2 回、平成 21 年度は 5 回でしたが、平成 22 年度からは妊婦健康診査のほぼ全回数分にあたる 14 回分の助成を行っています。受診券は母子健康手帳交付時に配付しています。

〔今後の方向性〕

- ・妊婦が安心して出産に望めるように、妊婦健康診査の助成や必要な情報発信を行います。あわせて、仲間づくりを促進するため交流の場を提供します。
- ・安心して出産できる環境づくりのため、産科医療機関との連携を強化し、妊産婦の支援を行っていきます。

■父親の育児参加機会の促進

〔現状と課題の整理〕

父親の育児参加機会の促進を図るため、母子健康手帳交付時に父親にも父子健康手帳を配付し、妊婦への理解と育児への協力を促しています。また、直接的な参加の場として、父親が参加するプレパパ学級を開催しています。プレパパ学級は、参加希望者が多いため平成 22 年度から開催数を毎年増やし、平成 25 年度からは年間 12 回開催（毎月第 4 日曜日）しているところです。平成 25 年度の参加者数は 194 人で、満足度は 98.5%と高い評価を受けていますが、毎回、予約受付開始後に短期間で予約数に達してしまうため、ニーズに応えられるようにする対応策を検討する必要があります。また、情報発信の充実を図ることも必要です。

〔今後の方向性〕

- ・ 妊娠・出産・育児の喜びを父親も共有できる環境づくりのため、母親の妊娠中から関わりをもてるように、市独自の父子健康手帳の作成・交付や各種講座等を開催するとともに、父親が参加できる育児講演会等の紹介を行っていきます。
- ・ 母親の出産後の不安や、それに伴い生じる可能性がある悩み等に対して、父親をはじめとする家族等の理解を深めます。

イ)不妊への支援

〔現状と課題の整理〕

不妊治療の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業（県事業）の受付、進達業務を行っています。平成 25 年度の進達件数は 198 件で、増加傾向にあります。

また、不妊治療による妊娠の不安軽減を図るため、母子健康手帳発行時の相談やハイリスク妊婦訪問を行い、心のケアなどに取り組んでいます。

〔今後の方向性〕

- ・ 不妊治療への経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成(県事業)の適切な進達を行います。
- ・ 不妊治療による出産の不安軽減を図ります。特に、不妊治療で妊娠した高年初産の妊婦については、母子健康手帳交付時に把握し、相談対応を行うなど不安の軽減に努めます。
- ・ ハイリスク妊婦については、訪問等での相談を通じて心のケアに取り組みます。

ウ)離島地域への出産支援

〔現状と課題の整理〕

離島地域の妊婦が安心して出産できるように、妊娠3か月(8週)以降の妊婦に対し、本土までの交通費や妊娠8か月以降の妊婦を緊急移送する場合の移送費、出産に備えて待機するための宿泊費を助成する離島地域安心出産支援事業を実施しています。

〔今後の方向性〕

- ・ 離島地域の妊婦が安心して出産できる環境を確保するため、母子健康手帳交付時に制度の周知を徹底するとともに支援の継続に努めます。

②乳幼児健康診査の充実

〔現状と課題の整理〕

母子保健サービスの基となる各種健康診査を実施しています。母子の健康に関する問題の早期発見を行い、二次健康診査機関につなぐことで、精度の高い母子健康管理を行っています。

4か月児健康診査では、子育ての不安や育児環境を把握する「子育て支援調査」を実施し、母親の心理面でのサポートを行うことによって、児童虐待の未然防止につながっています。

こうした各種健康診査の受診率の維持・向上を図るため、乳幼児健康診査の未受診児に対して郵便や電話、家庭訪問での受診勧奨を行っています。これは安否確認も含めて状況把握を兼ねた取り組みです。

〔今後の方向性〕

- ・ 疾病や障がいなど、発達に心配がある乳幼児の早期発見と育児に不安がある母親への支援の役割を担っている乳幼児健康診査を、今後も引き続き行います。
- ・ 健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診児の把握に努め、その中で支援が必要な家庭については、育児相談支援を行っていきます。
- ・ 医療機関、保育所・幼稚園等の関係機関・施設との連携を強化します。

③健康診査フォローアップの充実

〔現状と課題の整理〕

各種健康診査において発達などに課題のある乳幼児については、経過健診・発達健診・5歳児発達相談等を行い、発達状況を確認し、必要に応じて子ども発達センターや地域子育て支援センターの「親子教室」の利用等を紹介しています。「親子教室」は公立の地域子育て支援センターで実施しており、平成25年度の開催回数は、年間304回、参加者は延1,729人となっています。

また、3歳児健康診査においてフォローが必要と判断した幼児等については、5歳児発達相談の際にその状況を確認しています。また育児不安のある母親の精神面のフォローをするため、臨床心理士による「個別育児相談」を実施しています。

〔今後の方向性〕

- ・乳幼児の健やかな発達と家庭での子育てを支援するため、健康診査において発達の心配がある乳幼児について、二次健康診査及び子ども発達センターの受診等必要なフォローを行います。

④家族計画指導

〔現状と課題の整理〕

母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時に、必要性のある家庭に対し、家族計画指導を実施しています。

〔今後の方向性〕

- ・人工妊娠中絶の減少を図るため、乳幼児健康診査等の機会を利用し、家族計画指導を行い、意識啓発に努めます。

⑤家庭訪問による支援

ア)乳児家庭全戸訪問

〔現状と課題の整理〕

家庭訪問員が生後4か月までの乳児がいる家庭を全て訪問し、子育ての相談や地域での子育て支援の情報を伝えるなど、孤立した子育てや育児不安の軽減に努めています。平成25年度は訪問実績2,083人、訪問率は92.2%となっており、事情により訪問ができなかった家庭に対しては、4か月健康診査時においてサポートするように努めています。

また、母親が安心して訪問を受け入れられるよう、家庭訪問員の資質の向上を行う必要があります。

〔今後の方向性〕

- ・ 家庭訪問員の資質向上を図るため、専門家による研修や訪問員相互の研修を行います。

イ)訪問指導

〔現状と課題の整理〕

生活環境や育児面から支援を必要とする妊産婦や乳幼児に対し、助産師、保健師による助言・相談を行うため家庭訪問を実施しています。平成25年度は1,997人(実数)に家庭訪問を行いました。引き続き支援が必要な家庭への訪問を実施する必要があります。

また、不在で面会が出来ない家庭に対しては、保育所・幼稚園、医療機関など関係施設・機関との連携によるフォローが必要となっています。

〔今後の方向性〕

- ・ 出産や育児などの不安軽減を図るため、助産師・保健師が連携し、家庭環境等の状況に応じて訪問指導を実施します。
- ・ 産婦人科等医療機関をはじめ関係機関との連携を強化します。
- ・ 家庭内で適切な養育環境が継続できるように、必要に応じて、養育支援家庭訪問事業へ繋がります。

ウ)養育支援家庭訪問

〔現状と課題の整理〕

育児に周囲の協力を得にくい家庭に対し、過重な育児負担がかかる前に助産師や家庭訪問員が訪問し、家事・育児支援を行うことで虐待の未然防止に努めています。

また、妊婦相談や産科医療機関からの相談、新生児や乳幼児の家庭訪問等で、養育支援が必要な家庭を早期に把握し、養育支援訪問に繋げています。

今後も引き続き産科医療機関・小児科医療機関など関係機関との連携を図り、育児支援が必要な家庭や虐待の恐れがある保護者・家庭を早期に発見し、支援することが重要です。

〔今後の方向性〕

- ・ 助産師・訪問支援員によるサポートを行い、自立に向け家庭内で適切な養育環境が継続できるよう支援を行います。
- ・ 産科・小児科医療機関、開業助産師など関係機関と引き続き連携を図ります。

⑥事故予防・SIDS予防

〔現状と課題の整理〕

乳幼児の不慮の事故を未然に防ぐため、乳幼児健康診査や母子健康手帳交付時に本市で作成した「子どもの応急手当・事故予防ハンドブック」を配布しています。

また、マタニティ学級では SIDS(乳幼児突然死症候群)について説明するなど、事故予防の啓発を行っています。

〔今後の方向性〕

- ・ 乳幼児の不慮の事故を未然に防ぐため、乳幼児健康診査など様々な機会を利用して、継続的な啓発・周知活動を行います。

(2)子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

《施策のねらい》

『子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減』は、子どもや子育てに関する様々な相談に対応するとともに、児童虐待の未然防止や子育て世帯への経済的支援などを行うことによって、安心して暮らせるまちをつくることを目的とした施策です。

《達成目標（指標）》

（次世代育成支援行動計画関係）

指標	現状(現状 25 年度)	目標(平成 31 年度)
子ども子育て応援センター相談対応率	100%	100%
子育てサポーター活動人数	40人	50人

（子ども・子育て支援事業計画関係）

指標	現状 25 年度	平成 31 年度
子育て短期支援事業 (延べ利用人数)	90人	98人

《施策体系》

- ①子どもに関する総合相談窓口（子ども子育て応援センター）
- ②児童虐待の未然防止
- ③幼児期から思春期における「いのちの教育」体制の促進
- ④子育てサポーターの養成
- ⑤子育て世帯への経済的支援

①子どもに関する総合相談窓口 (子ども子育て応援センター)

〔現状と課題の整理〕

子どもや子育て家庭に関する相談に対応するため、教育相談員、福祉相談員、児童福祉相談員、心理相談員、保健師等各種専門員を配置し様々な相談に対応するほか、虐待や子どもの問題行動、家庭問題を含めたケースワークを実施しています。

また、様々な理由によって一時的に児童の養育が困難となった場合、児童の安全を確保するため、児童養護施設での子育て短期支援(ショートステイ・トワイライトステイ)を実施しています。

近年、子どもや子育てに関する問題が複雑化するとともに、家庭や経済的な問題を抱えながら孤立するケースも増加していることから、今後もきめ細かな対応が必要となっています。

〔今後の方向性〕

- ・ 子育て家庭の抱える様々な問題に対応するため、相談員の質の向上を図るとともに体制の充実を図ります。
- ・ 保育所・幼稚園、学校などの関係施設や医療機関等との連携を強化します。
- ・ 児童の安全を確保するため、子育て短期支援事業を継続して実施します。
- ・ 子どもに関する総合相談窓口である『子ども子育て応援センター』の周知を図ります。

②児童虐待の未然防止

〔現状と課題の整理〕

児童虐待を未然に防ぐため、母子保健事業を通じて、子どもや保護者の状況を把握し、虐待グレーゾーンの早期発見に努め、支援に繋がっています。出産後の養育については、出産前から支援が必要と認められる場合は、特定妊婦として支援を行っています。また、泣き声通報など特定できない児童の相談に対し、できる限り情報収集に努め、関係機関と連携して支援していますが、状況把握が困難な事案もあります。

近年では児童虐待について市民の意識も高まり、相談や通告等も多くなされるようになりましたが、家庭内での事案が多く、その発見や正確な実態の把握は困難な状況にあります。日頃から関係施設・機関等との連携を密にし、対応を迅速にすることで、問題の拡大を最小限にとどめる必要があります。

一方、虐待問題のほか、全ての子どもと子育て家庭の様々な問題に対する予防や対応などを包括的にサポートすることを目的にした、児童福祉法に定められる「要保護児童対策地域協議会(佐世保市子ども安心ネットワーク協議会)」を開催しています。

さらには、虐待相談等に迅速且つ的確に対応するため、「児童虐待対応マニュアル」を作成し、関係施設・機関等に配付しているほか、関係者の研修を実施しています。

〔今後の方向性〕

- ・ 児童虐待の未然防止の観点から、虐待に至る恐れのある要因(保護者側のリスク要因・子ども側のリスク要因・養育環境のリスク要因等)について、保育所・幼稚園、学校等の関係施設・機関等とともに確認や情報共有を行い、早期対応・問題解決に向けて継続して対応して行きます。
- ・ 周産期からの母子保健事業を通じて、虐待のグレーゾーンなどの早期発見と児童の所在確認に努め、適切な支援を行います。
- ・ 「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」の定期的な委員会や検討会、必要時の個別ケース会議を開催し、虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行います。
- ・ 児童虐待に対応する担当職員や関係者の資質向上を図るため、引き続き研修を実施します。
- ・ 民生委員児童委員や主任児童委員など、関係者と連携し、虐待予防や虐待を受けた児童及びその親に対して支援を行います。

③ 幼児期から思春期における「いのちの教育」体制の促進

〔現状と課題の整理〕

「いのちのお話会」を通じて、いのちの大切さや性について知る機会を提供するほか、保護者に対する健康教育などを実施しています。また、医師や保健師が学校に出向き、感染症予防を含めた母体保護の大切さや正しい避妊方法等についての教育・啓発活動を実施しています。

今後はさらに「いのちの教育」を促進するため、実践スタッフの養成などによる実施体制の充実を進める一方、取り組みを拡充していく必要があります。

〔今後の方向性〕

- ・ 幼児期から「いのちのお話会」を実施するなど、いのちの大切さや自分が大切な存在であることの理解を促進します。
- ・ 保護者に対しては、性に関して子どもへ伝える方法を学ぶ機会の提供に努めます。
- ・ 今後も教育・保健・福祉分野の連携を図り、子どもの年齢に応じた支援ができるよう取り組みを進めていきます。
- ・ 推進体制の充実を図るため、実践スタッフの育成に努めます。

④ 子育てサポーターの養成

〔現状と課題の整理〕

子育て支援の充実を図るため、子育てサポーターの養成を行っています。平成 25 年度の子育てサポーター活動人数は 40 人で、乳幼児健康診査時や地域子育て支援の教室等で活動しています。

しかし、子育てサポーターの人数は充分とは言えないことから、今後も子育てサポーターの養成を進め、活動促進を図る必要があります。

〔今後の方向性〕

- ・ 子育てサポーターの確保を図るため、子育てサポーター養成講座を開催します。また、講座修了者に対するフォローアップ研修を行うなど、継続したサポーター育成を行います。
- ・ 子育てサポーターへの理解を促進するとともに、養成講座への参加者の拡大を図るため、情報発信の強化に努めます。

⑤子育て世帯への経済的支援

ア)福祉医療制度(乳幼児・ひとり親家庭)

〔現状と課題の整理〕

乳幼児の保護者に対し、医療費の助成を行う「乳幼児福祉医療費制度」を実施しています。利便性向上のため、平成22年10月から乳幼児を対象に現物給付方式を導入しました。また、同年12月からは母子家庭の母と子に加え、父子家庭の父と子を支給対象とするなど、経済的支援の充実を図っています。

なお、対象年齢を広げてほしいという意見があります。

〔今後の方向性〕

- ・ 制度を継続するとともに、対象年齢の拡大等の制度改正については、他自治体の動向を注視するとともに、長崎県福祉医療制度検討協議会においてその必要性の協議を継続します。

イ)児童手当・児童扶養手当

〔現状と課題の整理〕

児童手当は、支給額や対象児童の年齢等については数年ごとに改正されていますが、平成22年度に創設された子ども手当制度から対象範囲が中学校修了前までに拡大されました(それ以前は小学校修了前まで)。その後、平成24年4月から児童手当制度となり、同年6月分の手当からは所得制限が設けられ運用を行っています。

また、ひとり親家庭の生活の安定、自立の促進及び児童の福祉の推進を図ることを目的として、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童等を養育している保護者に児童扶養手当を支給しています。平成22年8月からは、母子家庭の母に加え、父子家庭の父も手当の対象となりました。平成24年8月からは、配偶者からの暴力被害者に対する支給要件、平成26年12月からは障害年金や遺族年金受給者への支給要件も追加され、今まで受給が困難であった世帯にも受給権が拡大しました。

〔今後の方向性〕

- ・ 法定受託事務については適宜適切に実施します。

ウ)保育料軽減(幼児教育・保育)

〔現状と課題の整理〕

保育所の保育料について、国の基準よりも更に階層を細分化し、加えて保育料も減額するなど保護者の経済的な負担軽減を図っています。

制度変更に伴い、幼児教育と保育を一体的に推進していくこととなりますが、双方の保育料軽減について本市独自の検討が必要です。

〔今後の方向性〕

- ・ 未就学児を持つ保護者のニーズに対応し、市独自の階層の細分化と保育料軽減を行います。
- ・ 保育標準時間と短時間のサービス格差に対して、市独自の是正措置でサービスの均一化を図ります。

(3)子どもの発達支援

《施策のねらい》

『子どもの発達支援』は、子ども発達センターを中心に、障がいや発達に心配のある子どもに対する療育支援、あるいは保育所・幼稚園等での受け入れ体制を充実することによって、すべての子どもが健やかに成長できるまちをつくることを目的とした施策です。

《達成目標（指標）》

（次世代育成支援行動計画関係）

指 標	現状(現状 25 年度)	目標(平成 31 年度)
子ども発達センターにおける関係機関とのネットワーク会議実施回数	34回	34回
特別支援教育対象者のうち子ども発達センター利用者の占める割合	82.4%	100%
障がい児保育実施可能施設数	74か所	85か所

《施策体系》

①障がい児支援

①障がい児支援

ア)子ども発達センターと地域での障がい児支援

〔現状と課題の整理〕

障がい児支援の中核である『子ども発達センター』では、障がい児支援に関する関係機関との連携を図るため、ネットワーク会議を定期的で開催しています。また、子どもの通う保育所・幼稚園や学校等を訪問するなど施設支援を行っています。

当センターでは、診察・訓練時間を見直すなど、より多くの患者を受け入れるよう努めていますが、新規の患者の受診待ち期間が長いことや受診しても希望する回数の訓練を受けられないことなどについての対応を求められています。現在、地域における療育機関(紹介先)が、徐々に増加していることから技術的な面を含めた連携が必要です。

また、小グループ保育の拡大を行い、子育て支援の取り組みの中で早期介入・支援に努めていますが、0～1歳児親子の利用が増加しており、年齢層に応じた子育て支援メニューの提供を検討する必要があります。

〔今後の方向性〕

- ・ 障がいや発達に心配がある子どもの相談に対応し、必要に応じて子ども発達センターの受診やサービスにつなげるように支援します。また、スタッフの充実を図り、より多くの受診に対応できるよう努めます。
- ・ 子どもの通う保育所・幼稚園や学校等を訪問するなど施設支援や、関係機関とのネットワーク会議の定期的な開催などの連携強化に努めます。
- ・ 中心市街地への移転による利便性の向上とともに、市民が利用しやすい環境づくりを進めます。

イ)すぎのこ園での障がい児支援

〔現状と課題の整理〕

児童発達支援センター『すぎのこ園』は、主に知的障がいを持つ概ね2歳からの児童の指導及び訓練を目的とした施設ですが、平成24年度からは児童発達支援センターとして知的障がいを含む3障がい(知的・身体・精神)への対応を行っています。

園では、『子ども発達センター』と連携し、児童の発達指導や状況に応じて集団あるいは個別に発達指導を行っています。また、教育・保育施設職員のスキルアップも重要であることから、幼稚園教諭及び保育士を対象とした研修会を実施しています。

〔今後の方向性〕

- ・ 子ども発達センターとの連携を強化しながら、障がい児支援に対する関係職員の質の向上に努めます。また、『すぎのこ園』に通っている児童が、希望に応じて円滑に幼稚園・保育所等に通園できるよう関係施設との連携を図ります。

ウ)保育所・幼稚園等における障がい児等の受入れ推進

〔現状と課題の整理〕

公立保育所では、障がい児保育対応職員を加配し、保育所に併設した地域子育て支援センターでは、心身の発達を促す小集団保育、育児相談や個別訪問などの支援を行っています。また、児童発達支援センター『すぎのこ園』との人事交流や、幼児教育センターにおける研修等により、職員のスキルアップを図っています。

公立幼稚園では、ティームティーチング職員を配置することにより、配慮が必要な子どもの受け入れを行っていますが、今後さらに職員の知識・経験の向上が求められています。

私立保育所に対しては、障がい児や配慮が必要な子どもの受け入れに対して、受け入れ体制を整えるための助成を行っています。今後は、保育士の確保など、障がい児の受け入れ体制づくりを検討していく必要があります。

私立幼稚園においては、私学助成によって支援が行われています。

〔今後の方向性〕

- ・ 職員の知識・経験の向上を図るため、『幼児教育センター』では『子ども発達センター』や『すぎのこ園』との連携を強化し、職員研修を開催します。また、インクルーシブ教育・保育など、新たな取り組みについても検討します。
- ・ 軽度障がい児の園訪問指導や個別相談機能を充実します。
- ・ 私立保育所に対しては、保育環境の整備を図るため、受け入れ施設への支援の継続に努めます。
- ・ 私立幼稚園に対しては、引き続き私学助成によって支援が行われるよう県に対して働きかけていきます。

2 地域での子どもと子育ての支援

(1)地域における子育て支援の充実

《施策のねらい》

『地域における子育て支援の充実』は、それぞれの地域に子育て支援のための施設を開設するとともに、子育て支援のための講演会やイベントなどを開催することによって、地域全体で子育てを支えるまちをつくることを目的とした施策です。

《達成目標（指標）》

（次世代育成支援行動計画関係）

指 標	現状(現状 25 年度)	目標(平成 31 年度)
子育て講演会・イベント等の参加者満足度	98.8%	100%
子育て支援の実施か所数(地域子育て支援センター・認定こども園)	29か所	50か所

（子ども・子育て支援事業計画関係）

指 標	現状 25 年度	平成 31 年度
地域子育て支援拠点事業 (月あたり延べ利用人数)	8,759人	8,800人

《施策体系》

- ①子育て支援拠点の充実
- ②子育て支援意識の高揚

①子育て支援拠点の充実

ア)地域子育て支援施設の展開

■地域子育て支援センターでの支援

〔現状と課題の整理〕

市内 11 か所において地域子育て支援センターを開設しています。地域子育て支援センターは、専用スペースを開放し、親子遊びや保護者同士の交流促進、子育て相談の実施、子育て講演会の開催、子育て関連情報の提供など地域の子育て支援の拠点として活用されています。また、子育てサービスが不足している地域には、出前保育を実施しています。

一方、子育て支援機能を付加することが基本とされている「認定こども園」が、平成 26 年 10 月現在 20 か所あり、地域の子どもや保護者に対する子育て支援を総合的に提供しています。

今後、新制度移行に際して「認定こども園」の増加が見込めることから、現在の地域子育て支援センターとの役割分担を考慮しながら需要と供給の調整が必要です。

〔今後の方向性〕

- ・ 地域子育て支援拠点施設の利用者は、今後も増加するものと想定されます。「認定こども園」の増加が見込めることから、現在の地域子育て支援センターとの役割分担を図りながらニーズの増加に対応します。

②子育て支援意識の高揚

ア)子育て講演会・イベント等の開催

〔現状と課題の整理〕

地域における子育て支援意識の高揚を図るため、子育て講演会や祖父母の孫育て講座、企業・父親講演会等のイベントを開催しています。

現在は、民生委員児童委員等を中心とした情報発信を行っていますが、イベントによっては参加者が少ない場合もあり、更なる参加意識の高揚が求められています。

〔今後の方向性〕

- ・ 地域による子育て支援の意識高揚を図るため、地域に向けた子育て講演会・孫育て講座等のふれあいイベントを開催します。

(2)地域における子どもの健全育成

《施策のねらい》

『地域における子どもの健全育成』は、地域の中で様々な遊びや体験、あるいは食育を通じて、子どもたちの健全な育成が推進されるまちをつくることを目的とした施策です。

《達成目標（指標）》

（次世代育成支援行動計画関係）

指 標	現状(現状 25 年度)	目標(平成 31 年度)
児童センター等のあり方検討会の開催回数	0回	6回
離乳食講座の開催回数	10回	10回

《施策体系》

- ①児童健全育成施設の改変
- ②地域の児童健全育成の取り組み支援
- ③食育の推進

①児童健全育成施設の改変

ア)児童センター・児童交流センターの利用

〔現状と課題の整理〕

年齢の異なる子どもたちが一緒に遊んだり、様々な体験をするなど児童に健全な遊びを提供し、健康を増進し、また情操を豊かにするために、児童センター等を市内 11 か所（公立 10 施設、私立 1 施設）設置しています。一方、共働き家庭の増加など社会情勢の変化を踏まえ、放課後児童対策として放課後児童クラブ事業の充実が求められています。

こうした中、児童センターの利用者は年々減少が続いており、今後のあり方を検討する必要があります。また、少子化によって子ども同士の接点が少なくなる中では、より多くの子どもたちが一緒に遊ぶことのできる場所を提供することも検討が必要です。

〔今後の方向性〕

- ・ 環境の変化に対応するため、児童センター・児童交流センターのあり方については、放課後児童対策等も含め一体的に検討を進めます。

②地域の児童健全育成の取り組み支援

〔現状と課題の整理〕

地域での児童健全育成は、子ども会や地域活動団体において様々な取り組みが行われています。

こうした中、行政では、地域による児童健全育成への取り組みを支援するため、冒険遊び場(プレイパーク)のプレイリーダー育成等を進めています。

〔今後の方向性〕

- ・ 地域による児童健全育成の取り組みを広げていくため、冒険遊び場(プレイパーク)など地域活動の支援を進めます。また、市民協働による取り組みに対しても、その支援に努めます。
- ・ 子どもと保護者、市民が集まりやすい屋内型遊戯施設の有効性について研究します。

③食育の推進

〔現状と課題の整理〕

離乳食講座の講義・実習を通じて「乳幼児の食の大切さ」を伝えることで、家庭や地域への食育推進を行っています。離乳食のすすめ方や作り方を学ぶ離乳食講座を平成 24 年度までは年 8 回開催していましたが、平成 25 年度からは年 10 回開催しています。

また、妊婦相談・乳幼児健康診査では、栄養相談も行っております。

〔今後の方向性〕

- ・ 離乳食講座の講義・実習などを通して食育の推進に努め、健全な食習慣の育成や子どもの健やかな発達を推進します。

(3)子育て援助体制の充実

《施策のねらい》

『子育て援助体制の充実』は、市民主体の子育て支援活動をサポートすることによって、市民が相互に子育てを支えるまちをつくることを目的とした施策です。

《達成目標（指標）》

（次世代育成支援行動計画関係）

指標	現状(現状 25 年度)	目標(平成 31 年度)
ファミリーサポートセンター交流会の開催回数	5回	12回
子育て支援サークル関係講座の開催回数	11回	12回

（子ども・子育て支援事業計画関係）

指標	現状 25 年度	平成 31 年度
ファミリーサポートセンター事業 (延べ利用人数)	660人	1,400人

《施策体系》

- ①ファミリーサポートセンター
- ②子育て支援サークルのサポート

①ファミリーサポートセンター

〔現状と課題の整理〕

保育所の送迎や預かりなど、他の保育サービスでは対応できない一時的な保育ニーズへの対応を図ることを目的としてファミリーサポートセンターを運営しており、支援を希望する「依頼会員」と、支援を行う「提供会員」のコーディネートを行っています。

現在、会員数は増加しているものの利用率が低い状況にあることから、支援を希望する人が利用しやすい環境の整備を図る必要があります。

〔今後の方向性〕

- ・ 利用しやすい環境をつくるため、現在実施している依頼会員と提供会員の交流会の開催などのほか、新たな方策についても研究します。また、情報発信を強化することにより制度の周知も進めます。
- ・ 提供会員になるための講習会について、質を確保しながら、より受講しやすい体制（時間、回数等）を整えます。

②子育て支援サークルのサポート

〔現状と課題の整理〕

市民が主体となった子育て支援活動を推進するため、『幼児教育センター』において、子育て支援サークルへの様々なサポートを実施しています。現在、約 30 の子育て支援サークルが活動していますが、その活動は多岐にわたっています。

一方、地域子育て支援センターの充実や保育所・幼稚園・認定こども園での子育て支援が進んできたことから、サークルの活動量や参加人数が減少している状況も見られます。

今後は、サークル活動の充実を図るため、情報発信やサークル間の連携強化などを行う必要があります。

〔今後の方向性〕

- ・ サークル活動の充実や相互間の交流促進による活性化を図るため、各種講座等の開催や情報発信を行います。

3 子育てと仕事の両立支援

(1) 幼児教育・保育サービスの充実

《施策のねらい》

『幼児教育・保育サービスの充実』は、共働きや多様な就労形態に対応した幼児教育や保育に係る様々なサービスを充実させることによって、子育てと仕事の両立を支援するまちをつくることを目的とした施策です。

《達成目標（指標）》

（次世代育成支援行動計画関係）

指 標	現状(現状 25 年度)	目標(平成 31 年度)
施設型給付、地域型保育給付の実施施設数	27年度新規事業	100か所
午後7時までの延長保育実施か所数	57か所	68か所
一時預かり事業実施か所数	80か所	80か所
病児保育室実施か所数	4か所	5か所

（子ども・子育て支援事業計画関係）

指 標	現状 25 年度	平成 31 年度
一時預かり事業(延べ利用人数)	205, 021人	204, 390人
延長保育事業(時間外保育) (利用実人数)	3, 622人	3, 870人
病児保育事業(延べ利用人数)	2, 672人	5, 460人

《施策体系》

- ① 幼児教育・保育施設等の充実
- ② 時間外の保育
- ③ 一時預かり
- ④ 病児保育
- ⑤ その他の子育て支援

① 幼児教育・保育施設等の充実

ア) 幼児教育・保育施設等の整備

〔現状と課題の整理〕

本市の小学校就学前児童数は平成18年度以降減少していますが、共働きや就労形態の多様化等により、保育所への入所児童数は平成20年度以降増加傾向にあります。

一方、公立幼稚園においては、在園児が減少し平均入所率が50%を下回っています。

このような状況に対応するため、認定こども園への移行や既存保育施設の整備、保育士確保に努めながら、年度途中に発生する待機児童について、年間を通じた解消に向けた取り組みが必要です。また、老朽施設の計画的な改修も含め、認定こども園の保育所についても整備を進める必要があります。

〔今後の方向性〕

- ・ 幼児教育・保育需要に対する適正な供給に努めるとともに、老朽化した施設の計画的な改修を進めます。
- ・ 国においては地域の実情に応じて「認定こども園」の普及が図られることから、市民ニーズの把握に努め、「認定こども園」の普及に向けて研究・検討します。

イ) 施設型給付・地域型保育給付

〔現状と課題の整理〕

新制度では、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）と、定員6～19人の小規模保育や定員5人以下の家庭的保育等を対象とした給付（地域型保育給付）が創設されます。

施設型給付・地域型保育給付は保護者に対する個人給付を基礎としていますが、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組み（保護者へ給付する額を施設へ）となっています。

新制度の主旨を踏まえ、教育・保育環境の整備を進める必要があります。

〔今後の方向性〕

- ・ 幼児教育・保育施設においては、職員配置基準の改善等、質の高い教育・保育の提供を行い、教育・保育環境の整備を進めます。

ウ)離島等の子育て支援

〔現状と課題の整理〕

へき地保育所は、山間地や離島など交通条件等に恵まれない地域に居住する保育を要する児童に対し、必要な保育を行うことで、児童の福祉増進と子育てと仕事の両立を支援する施設です。

現在、浅子、高島、宇久に公立へき地保育所を設置しており、それぞれ指定管理制度により運営していますが、入所児童の減少が進んでいます。また、黒島、宇久には民営の認可保育所もありますが、同様に入所児童数の減少が進んでいます。

〔今後の方向性〕

- ・ 児童福祉法に基づき、市は保育または保育を確保する必要があるため、代替施設がない離島において、対象児童がいる限り、財政的支援も視野に入れた効率的な手法による対応を進めます。
- ・ 小規模保育事業、家庭的保育事業など、児童規模に合わせた運営を行います。

エ)認可外保育施設の支援

〔現状と課題の整理〕

認可外保育施設は、平成 25 年度で 25 か所、事業所内保育施設(県への届出施設)は 7 か所あります。

平成 24 年度から一定基準を満たした施設に対し運営費を一部助成しており、平成 25 年度は 12 施設に対し助成を行いました。また、運営支援事業対象外の施設に対しても、安全対策にかかる経費や健康診断等の経費の助成を 10 施設に行いました。

今後は、安全な保育環境の実現を図るため、施設面、運営面双方の環境整備を行うことが求められます。

〔今後の方向性〕

- ・ 幼児期の保育の質の向上を図るため、地域型保育事業等への認可を促進します。

②時間外の保育

ア)延長保育・夜間保育

〔現状と課題の整理〕

保育所の開所時間は原則 11 時間で、その前後の保育時間は延長保育時間となりますが、就労形態の多様化により、延長保育に対するニーズは高まっています。

平成 25 年度は、認可保育所 66 園のうち、57 園で 1 時間以上の延長保育を実施しています。また、深夜時間帯の勤務に対応するため、夜間保育所 2 園(午前 2 時まで)も運営しています。

こうした中、就労形態の多様化により、更なる保育時間の延長が求められていますが、今後のサービス提供のあり方を慎重に検討する必要があります。

〔今後の方向性〕

- ・ 子どもたちの健やかな成長のため市民ニーズを考慮しながら、現在の延長保育事業の継続的な実施を含め、真に必要なとされる支援について検討します。

イ)休日保育

〔現状と課題の整理〕

保育所を開園していない日曜日や祝日、年末年始等において、保護者の就労等の理由で子どもを自宅で保育することが出来ない場合に、就学前の子どもを預かる休日保育を実施しています。

休日保育は平成 26 年 10 月現在、市内 4 か所で実施していますが、休日保育実施園に地域の偏りがあるため市内全域で地域バランスのとれたサービス提供が求められています。事業の周知を図るための情報発信も課題となっています。

〔今後の方向性〕

- ・ 地域バランスを考慮し、市内全域で均衡のとれたサービスの適切な提供に努めます。

③一時預かり

〔現状と課題の整理〕

一時的な保育に対応するため、保育所・幼稚園において一時預かり事業を実施しています。平成 26 年 10 月現在、私立保育所では自主事業を含め 49 か所、私立幼稚園ではすべての園(全 31 園)で実施されており、未就園児に対する一時預かりについても、約半分の 13 施設で実施されています。

一時預かり保育は、緊急的な理由によるもの、育児リフレッシュ等の私的な理由によるもの、保護者の勤務形態に応じた定期的な半日保育なども想定されることから、様々なニーズに対応できる受け入れ態勢を整備する必要があります。

また、子育てと仕事の両立を支援するため、大部分の私立幼稚園が夏休み等においても預かり保育を実施しています。本市ではこれらの情報発信を強化するため、「乳幼児施設ガイド」を作成し、一時預かりの取り組みに関する情報提供を行いました。

近年、就労環境の多様化により預かり保育に対するニーズも多様化していますが、各園の預かり保育や子育て支援などの取り組み状況について、詳細な利用実態等まで把握できていないため、今後は現状把握への体制づくりを行っていく必要があります。

〔今後の方向性〕

- ・ 新制度による幼稚園型の一時的預かり事業と現行の保育所一時預かり事業について、新制度への円滑な移行を進め、新たに創設される類型(訪問型・余裕活用型など)については、市民ニーズの動向を見ながら必要性を研究します。

④病児保育

〔現状と課題の整理〕

就労等の理由で病气中の児童を看護することができない保護者に対応するため、小児科において病児保育サービスを実施しています。

平成 26 年度に 1 か所新設し、現在は 5 か所で実施しています。

時期によっては、利用者が集中する場合もあるため、市民が利用しやすい方法を検討していく必要があります。

〔今後の方向性〕

- ・ 乳幼児の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の「病児対応型」の病児保育を継続して実施します。また、平成 26 年度に新たに開設したことから、本計画期間(5 年間)の中で利用状況とニーズ量の推移を見ながら、より市民が利用しやすいサービスとなるように研究します。

⑤その他の子育て支援

〔現状と課題の整理〕

認可保育所の約6割が看護師等を配置し、保護者が安心して就労できる環境の整備が図られていますが、就労形態の多様化に伴い長時間延長保育や低年齢・低月齢児保育が普及し、投薬依頼が増加している状況です。

また、入所児童の状況も多様化(障がいやアレルギー対応、疾病対応等)し、対応が困難な場合も多いことから、看護師等の継続した配置が求められています。

〔今後の方向性〕

- ・ 看護師等配置促進を継続して実施することにより、保護者が安心して就労できる環境づくりを進めます。

(2)留守家庭児童の居場所づくり

《施策のねらい》

『留守家庭児童の居場所づくり』は、就学児童に対して放課後の生活の場や多様な体験や活動を提供する体制を整えることによって、就学後においても継続的に安全で安心して過ごすことのできるまちをつくることを目的とした施策です。

《達成目標（指標）》

（次世代育成支援行動計画関係）

指 標	現状(現状 25 年度)	目標(平成 31 年度)
放課後児童クラブ開設数 (うち一体型の開設数)	46か所 (14か所)	73か所 (17か所)
放課後児童クラブ研修会の開催回数 ／参加者数	3回 275人	3回 360人

（子ども・子育て支援事業計画関係）

指 標	現状 25 年度	平成 31 年度
放課後児童クラブ利用実人数	1, 873人	2, 686人

《施策体系》

①放課後児童クラブ

①放課後児童クラブ

ア)放課後児童クラブ

〔現状と課題の整理〕

留守家庭児童の居場所づくりとして、放課後や学校が休みの時などに保護者が帰宅するまでの時間を安全・安心に過ごす場として、放課後児童クラブを開設しています。

放課後児童クラブは平成 26 年 7 月末現在、49 小学校区中 38 校区に 50 クラブを設置していますが、増加するニーズへの対応が課題となっています。また、安定した運営体制の構築や教育委員会などとの連携強化も必要です。さらには、「佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、各クラブの均一化を図るため、保育料等運営に関するより詳細な基準(実施要綱等)を検討する必要があります。

〔今後の方向性〕

- ・ 市民ニーズに対応するため、必要な地域に放課後児童クラブを開設します。また、新たに制定した条例に基づき、職員研修や施設環境の整備などサービス水準の向上を図ります。
- ・ 地域の実情に応じた運営(開所時間延長等)ができるような環境整備に努めます。
- ・ 就学前の児童や転入者に対して、放課後児童クラブの開設場所等適切な情報提供を行います。
- ・ 放課後児童対策として、児童センター・児童交流センターのあり方を含め一体的に検討を進めます。

イ)放課後子ども総合プラン

〔現状と課題の整理〕

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型を中心に計画的な整備を進めるため、平成 26 年 8 月、国において「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

今後、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型(両事業を小学校施設内または敷地内で、連携して実施するもの)として実施していくためには、学校とも相互に連携していくことが不可欠です。また、一体型の推進には、地域や学校の実情に応じた柔軟な対応も必要です。

〔今後の方向性〕

- ・ 放課後子ども教室を、必要とされるすべての小学校への開設に努めます。
- ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施にあたっては、両事業の支援員及びコーディネーターの連携(プログラム検討、日程調整等)に努めます。
- ・ 施設の有効活用の観点からも、既存施設や小学校余裕教室の活用を視野に入れた一体型の放課後児童クラブの開設を検討します。
- ・ 事業実施、施設活用の検討にあたっては、教育委員会、各小学校との定期的な協議の場を設けるなど、連携に努めます。

(3)事業者の子育てに対する理解促進

《施策のねらい》

『事業者の子育てに対する理解促進』は、市民や企業等に対してワーク・ライフ・バランスなどに関する講演会や講座を開催することによって、子どもと子育てを社会全体で支えていくまちをつくることを目的とした施策です。

《達成目標（指標）》

（次世代育成支援行動計画関係）

指標	現状(現状 25 年度)	目標(平成 31 年度)
父親向け育児講演会等の参加者満足度	98.5%	100%

《施策体系》

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進

①ワーク・ライフ・バランスの推進

〔現状と課題の整理〕

子どもと子育てを社会全体で支えていくという機運を高めていくために、企業・保護者・市民等を対象として重要性や役割などに関する子育て講演会や講座を開催しています。

しかし、企業を対象とした子育てへの理解を図るための講演会は参加が少なく、意識の浸透が十分とは言い難い状況です。

〔今後の方向性〕

- ・ 多様な働き方や父親の育児参加に対する意識高揚を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進するための取り組みを強化します。あわせて、子どものための休暇取得を普及促進するなど、子育てしやすい社会の実現のために、企業、保護者、市民など、それぞれの役割に関する講演会や講座を開催します。

4 幼児教育・保育の質の向上

(1)「幼児教育センター」を拠点とした多様な 幼児教育・保育の推進

《施策のねらい》

『「幼児教育センター」を拠点とした多様な幼児教育・保育の推進』は、幼児教育・保育や子育て支援に関する様々な調査・研究を行い、幼稚園・保育所などに広く浸透させることによって、質の高い幼児教育・保育を提供できるまちをつくることを目的とした施策です。

《達成目標（指標）》

（次世代育成支援行動計画関係）

指 標	現状(現状 25 年度)	目標(平成 31 年度)
幼児教育・保育全般に関する調査研究成果の公表	0回	1回
幼稚園教諭・保育士・保育教諭研修の開催回数／参加者数	11回 609人	11回 700人
保幼小連携講座の開催回数／参加者数	63回 1,070人	63回 1,100人
特別支援教育講座等の実施回数／参加者数	1回 77人	3回 180人

《施策体系》

- ① 幼児教育・保育全般に関する調査・研究
- ② 研修内容・体制の充実
- ③ 保幼小連携の推進
- ④ 特別支援教育の充実

① 幼児教育・保育全般に関する調査・研究

〔現状と課題の整理〕

「幼児教育」や「子育て支援」に関する、研究結果等の情報収集や、必要に応じて調査・研究を行い、様々なメディアを通しての情報発信を行っています。

平成 24 年度には、「保幼小連携接続カリキュラム」を作成し、市内全幼稚園・保育所、小学校等へ配布しましたが、今後は同カリキュラムの活用・改善（PDCA）を行う必要があります。

また、本市の幼児教育・保育全般に関する調査・研究の「中枢」として、更なる機能強化と各種媒体を活用した情報発信の強化が求められています。

〔今後の方向性〕

- ・ 幼児教育・保育全般に関する調査・研究の「中枢」を担う施設として、特別支援教育や保幼小連携に関する事など、適切な研究テーマの企画・立案や調査・研究方針の調整を行います。

② 研修内容・体制の充実

〔現状と課題の整理〕

幼稚園・保育所等は、乳幼児が人間形成の基礎を担う重要な時期に生活の大半を過ごす場所であることから、各施設においては、幼児教育・保育の質の確保・向上が求められています。

こうした中、幼稚園教育要領や保育所保育指針を踏まえ、幼稚園教諭・保育士の各種研修・講座を開催していますが、保育時間の延長などニーズの多様化に伴い、研修等の時間を確保することが難しい状況となっており、研修に参加しやすい環境づくりが求められています。

〔今後の方向性〕

- ・ 佐世保私立幼稚園協会や佐世保市保育会等関係団体と連携して、調査・研究の実践を図るとともに、幼児教育・保育施設へ研究結果の情報を発信します。研修内容や実施方法等を検討し、幼児教育・保育に関する研修拠点となるように努めます。

③保幼小連携の推進

〔現状と課題の整理〕

小1プロブレムの解消を図るため、市内全ての保育所・幼稚園等と小学校の連携を推進しています。平成24年度に「保幼小連携接続カリキュラム」を策定し、保幼小の連携事業を実施しています。

今後は、保育所・幼稚園等と小学校の更なる連携強化に向けた体制づくりと事業の充実を図る必要があります。

〔今後の方向性〕

- ・ 保幼小連携推進会議や関係団体との連携を深めることによって、全市的に保幼小連携を推進します

④特別支援教育の充実

〔現状と課題の整理〕

特別支援教育の充実を図るため、年1～2回の特別支援教育講座を開催しています。また、特別な支援が必要な児童の早期発見・早期支援を推進するため、幼稚園教諭及び保育士に対して特別支援教育に関する研修を実施しています。さらに、特別支援学校・幼児ことばの教室、子ども発達センターなどと連携し、教育相談や研修会・講座を実施しています。

今後は相談機能の強化とともに、幼稚園教諭、保育士の資質向上のため、研修等の充実が求められています。

〔今後の方向性〕

- ・ 特別支援教育について理解を深めるため、特別支援学校・幼児ことばの教室や子ども発達センターなど関係機関との連携を図ります。特別支援教育講座の開催回数を増やし、個別教育支援計画の作成など、特別に支援が必要な幼児に対する具体的な支援方法を学ぶ機会をつくれます。

5 計画推進のための包括的サポート

(1)情報発信

《施策のねらい》

『情報発信』は、子育て家庭に必要な情報をより分かりやすく提供することによって、子育て中の保護者が利用するサービスを自ら選択できるまちをつくることを目的とした施策です。

《達成目標（指標）》

（子ども・子育て支援事業計画関係）

指 標	現状 25 年度	平成 31 年度
利用者支援事業(設置か所数)	0か所	1か所

《施策体系》

①利用者支援

①利用者支援

ア)子育て支援情報の発信

〔現状と課題の整理〕

本市は転入・転出の子育て家庭が多いという特徴もあり、分かりやすい子育て支援情報が求められています。また、地域の子育て支援を推進していくためには、「子育てバリアフリー」への取り組みに関する事など、きめ細かな情報発信が重要と言えます。

そのため、広報誌やホームページを使った情報発信のほか、屋内・屋外の遊び場情報誌「おでかけ」や「佐世保市乳幼児施設ガイド」、「子育てサークル一覧」など、様々な媒体による情報発信に努めていますが、個人情報の取り扱いや、情報媒体の多様化に対応した情報発信のあり方など、取り組むべき課題が多くあります。

〔今後の方向性〕

- ・ インターネット(ホームページ・SNS・メールマガジン・等)や紙媒体(広報させぼ・パンフレット・等)などの多様な媒体を活用するなど、きめ細かな情報発信を行います。

イ)保育コンサルジュ

〔現状と課題の整理〕

子どもや子育てに対する支援制度が多様になる中で、子育て中の保護者は発信されている情報をもとに、自分に必要なサービスを自ら選択しなければならないことから、子育てに対する負担の原因になっていると考えられます。

子どもと子育てに対するサービスを提供する上では、子育て中の保護者がそれぞれのニーズにあったサービスを選択できるように、適切な情報発信と利用者一人ひとりにあった支援を行っていく必要があります。

〔今後の方向性〕

- ・ 子どもやその保護者、妊婦等のニーズに基づき、行政支援や多様な教育・保育施設、地域の子育て支援等を円滑に利用できるように、情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う「利用者支援事業」への取り組みを進めます。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、「教育・保育の量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を定めます。

近年の市町合併によって市域が広がっていますが、西九州自動車道の整備等によって、円滑に市内を移動できるため、本計画においては、市全域を1区域とする教育・保育提供区域を設定します。教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供することができます。

2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

〔子ども・子育て支援法第61条第2項第1号関係〕

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。市に居住する子どもについて、「現在の幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

- | | |
|------|--------------------------------------|
| 3-5歳 | 幼児期の学校教育を受ける子ども(19条1項1号に該当:教育標準時間認定) |
| 3-5歳 | 保育の必要性のある子ども(19条1項2号に該当:満3歳以上・保育認定) |
| 0-2歳 | 保育の必要性のある子ども(19条1項3号に該当:満3歳未満・保育認定) |

(1)量の見込みの算出方法

イ)児童数の推計については、平成22年度から平成25年度までの4年間平均の人口動態をもとに推計しました。なお、より実態に近い児童数を推計するため、「住民基本台帳」の人口(児童数)をもとにしました。

ロ)本計画策定のために実施した「子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査」の結果を使用しました。

ハ)上記イ、ロをもとに、国が示した算出方法に基づき、教育・保育の量の見込みを算出しました。なお、「0歳児保育」の量の見込みについて、次のとおり補正を行いました。

・「0歳児保育」のニーズ量については、国の通知による育児休業の取得率等を考慮し、年間を通じた平均的な値となるよう補正しました。

(2)量の見込みと確保方策

〔教育・保育の量の見込み〕（1号・2号・3号認定の見込み数【単位：人】）

	現状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3号(0歳児)	707	740	740	730	720	710
3号(1・2歳児)	2,310	2,592	2,558	2,532	2,496	2,466
2号(教育)	580	1,223	1,212	1,193	1,188	1,170
2号(保育)	3,242	3,345	3,320	3,267	3,248	3,197
1号(教育)	2,981	2,350	2,331	2,296	2,281	2,247
合計	9,820	10,250	10,161	10,018	9,933	9,790

〔確保方策の方向性〕

- ・「2号認定(教育)」の供給確保方策については、現状からの検証等を踏まえた年間の平均的な値となるよう、1号認定と2号認定に区分して設定しました。
- ・教育・保育ニーズの需給については、既存施設において一定のバランスが取れていると考えられます。

【量の見込及び確保方策：中位推計&補正後】

	平成27年度 10,250人			平成28年度 10,161人			平成29年度 10,018人			平成30年度 9,933人			平成31年度 9,790人			
	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		
量の見込	2,350	4,568	3,332	2,331	4,532	3,298	2,296	4,460	3,262	2,281	4,436	3,216	2,247	4,367	3,176	
		734	3,834		727	3,805		716	3,744		713	3,723		702	3,665	
確保方策	特定教育保育施設	2,358	3,671	3,140	2,332	3,642	3,106	2,286	3,581	3,070	2,268	3,560	3,024	2,223	3,502	2,984
	特定地域型保育事業	2	4	80	2	4	80	2	4	80	2	4	80	2	4	80
	確認を受けない幼稚園	724	0	0	724	0	0	724	0	0	724	0	0	724	0	0
	認可外保育施設	0	159	112	0	159	112	0	159	112	0	159	112	0	159	112
合計(再掲)	3,084	3,834	3,332	3,058	3,805	3,298	3,012	3,744	3,262	2,994	3,723	3,216	2,949	3,665	3,176	

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び 提供体制の確保内容・実施時期

【子ども・子育て支援法第61条第2項第2号関係】

(1) 量の見込みの算出方法

教育・保育の量の見込みの算出と同様、「児童数の推計」、「子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査の結果」、「国が示した算出方法」に基づき、各事業の量の見込みを算出しました。

なお、前述以外の方法による場合は、算出方法を個別に記載します。

(2) 量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業

〔事業内容〕

- ◎ 子どもとその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、関係施設・機関と連絡調整を実施する事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (設置か所数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策 (設置か所数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(確保方策の方向性)

- ・市（子ども未来部窓口〈すこやかプラザ〉）において、1 か所設置します。
- ・子どもとその保護者、または妊婦等が必要に応じ、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う「利用者支援事業」への取り組みを進めます。

②地域子育て支援拠点事業

〔事業内容〕

- ◎ 乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- ◎ 通常の支援事業としては、「交流の場の提供・交流促進」、「子育てに関する相談・援助」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子育て・子育て支援に関する講習」等があります。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (月あたり延べ 利用人数)	8,800 人	8,800 人	8,800 人	8,800 人	8,800 人
確保方策 (開設か所数)	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所

(量の見込みの算出方法)

- ・ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みについては、アンケート調査の結果が利用実績とかけ離れた高いニーズ量が算出されたため、平成 23 年度以降の利用実績をもとに量の見込みを算出しました。
- ・ 11 か所で地域子育て支援センター（私立 6 か所、公立 5 か所）を開設しています。

(確保方策の方向性)

- ・ 乳幼児とその保護者の利便性を図りながら、地域子育て支援拠点事業を継続的に実施します。
- ・ 市民ニーズを考慮し、事業の利用状況をみながら、必要に応じて計画（確保方策）の見直しを行います。

③妊婦健康診査

〔事業内容〕

- ◎ 妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (受診人数)	2,370 人	2,340 人	2,300 人	2,270 人	2,220 人
(延べ受診回数)	28,440 回	28,080 回	27,600 回	27,240 回	26,640 回
確保方策 (実施場所) (検査項目) (実施時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所: 医療機関 ・検査項目 「問診及び診察」、「血圧・体重測定」、「尿化学検査」、「超音波検査」、「ABO血液型」、「Rh血液型」、「梅毒血清反応検査」、「B型肝炎抗原検査」、「C型肝炎抗体検査」、「グルコース」、「貧血」、「HIV検査」、「不規則抗体」、「風疹ウイルス抗体価検査」、「クラミジア抗原検査」、「グルコース50 get」、「ATL抗体検査」、「一般細菌培養GBS」 ・実施時期: 随時実施 				

(量の見込みの算出方法)

- ・妊婦健康診査の量の見込みについては、利用実績をもとに算出しました。

(確保方策の方向性)

- ・14回の妊婦健康診査を継続して実施します。

④乳児家庭全戸訪問事業

〔事業内容〕

- ◎ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」、「乳児・保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談」を行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (対象者数)	2,140 人	2,120 人	2,080 人	2,050 人	2,000 人
確保方策 (実施体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・市(子ども保健課)において実施。家庭訪問員(平成25年度:23人)が訪問。 ・家庭訪問員は、市が実施している子育てサポーター養成講座を受講し、一定期間、子育て支援に関する活動の経験を有する者。 				

(量の見込みの算出方法)

- ・乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みについては、利用実績をもとに算出しました。

(確保方策の方向性)

- ・乳児家庭全戸訪問事業を継続して実施します。
- ・家庭訪問員の資質向上を図るため、専門家による研修や訪問員相互の研修を行い実施体制や方法について検討していきます。

⑤ 養育支援訪問事業

【事業内容】

◎ 児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することで、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業です。

（家事支援、育児に係る相談＜母子相談、母の身体的・精神的不調和状態に対する相談、未熟児・多胎児等に対する育児相談、保護者に対する育児支援等＞）

【量の見込みと確保方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (延べ人数)	280 人	280 人	280 人	280 人	280 人
確保方策 (実施体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・市(子ども保健課)において実施。 ・養育支援家庭訪問員(平成 25 年度:10 人)、養育支援助産師(平成 25 年度:5 人)が訪問。 ・1 回あたりの支援時間は 2 時間以内とし、回数は 8 回を限度。 				

(量の見込みの算出方法)

- ・養育支援訪問事業の量の見込みについては、利用実績をもとに量の見込みを算出しました。

(確保方策の方向性)

- ・養育支援訪問事業を継続して実施します。
- ・関係機関との更なる連携を図ります。
- ・家庭内における適切な養育環境の提供を目指した自立支援を行います。

⑥ 子育て短期支援事業

【事業内容】

◎ 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行うショートステイ事業及び夜間養護等を行うトワイライトステイ事業です。

【量の見込みと確保方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (延べ利用人数)	98 人	98 人	98 人	98 人	98 人
確保方策 (延べ利用人数)	98 人	98 人	98 人	98 人	98 人

(量の見込みの算出方法)

- ・子育て短期支援事業の量の見込みについては、アンケート調査の結果が利用実績とかけ離れた低いニーズ量が算出されたため、利用実績をもとに算出しました。

(確保方策の方向性)

- ・子育て短期支援事業を継続して実施します。
- ・児童養護施設等(4 施設＜市内 2 施設＞)に委託して実施します。

⑦ファミリーサポートセンター事業

〔事業内容〕

- ◎ 乳幼児や児童（小学生）の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行う者（提供会員）との相互援助活動に関するコーディネートを行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

※病児・緊急対応強化事業は未実施。未就学児と就学時の区分無し。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (延べ利用人数)	1,150 人	1,300 人	1,400 人	1,400 人	1,400 人
確保方策 (延べ利用人数)	1,150 人	1,300 人	1,400 人	1,400 人	1,400 人

(量の見込みの算出方法)

- ・ファミリーサポートセンター事業の量の見込みについては、アンケート調査の結果が利用実績とかけ離れた低いニーズ量が算出されたため、利用実績をもとに算出しました。

(確保方策の方向性)

- ・ファミリーサポートセンター事業を継続して実施します。

⑧一時預かり事業

〔事業内容〕

- ◎ 一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
- ◎ 新制度による一時預かり事業は、地域の実情に応じて活用できるよう、以下のとおりとされます。

一般型	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や地域子育て支援拠点のほか、利便性の高い場所で、児童を一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
基幹型加算	通常の利用範囲を超えて、土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う事業に対する加算。
幼稚園型	現行の預かり保育については一時預かり事業としての扱いになる。(在園児の預かり保育を行う事業)
余裕活用型	認定こども園、保育所、小規模保育等において、利用児童数が定員に達していない場合において定員まで一時預かり事業として受け入れることができるもの。(新たな類型)
訪問型	地域型保育給付の居宅訪問型保育に準じ、保育の必要性の認定を受けない児童についての訪問事業(新たな類型)

〔量の見込みと確保方策〕

幼稚園在園児		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (延べ利用人数)	1号認定による利用	53,540 人	53,080 人	52,230 人	51,860 人	51,040 人
	2号認定による利用	149,790 人	148,440 人	146,110 人	145,500 人	143,290 人
確保方策 (延べ利用人数)	一時預かり事業	203,330 人	201,520 人	198,340 人	197,360 人	194,330 人

幼稚園在園児以外		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (延べ利用人数)	幼稚園在園児以外	10,550 人	10,440 人	10,310 人	10,200 人	10,060 人
確保方策 (延べ利用人数)	一時預かり事業	10,550 人	10,440 人	10,310 人	10,200 人	10,060 人

(確保方策の方向性)

- ・新制度において新たに移行される幼稚園型の一時預かり事業と現行の保育所の一時的預かり事業について、新制度への円滑な移行を進め、供給確保します。

⑨延長保育事業(時間外保育)

〔事業内容〕

- ◎ 保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等において、通常の 11 時間の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (利用実人数)	4,060 人	4,020 人	3,970 人	3,930 人	3,870 人
確保方策 (利用実人数)	4,060 人	4,020 人	3,970 人	3,930 人	3,870 人

(確保方策の方向性)

- ・保育所 66 園中、56 園で 1 時間以上の延長保育事業(時間外保育)を実施しており、市民ニーズを考慮しながら、今後も継続して実施します。

⑩病児保育事業

〔事業内容〕

- ◎ 児童が発熱等急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。
- ◎ 本事業の類型としては、「病児対応型・病後児対応型」・「体調不良児対応型」・「非施設型(訪問型)」の 3 類型があります。

〔病児対応型・病後児対応型〕

- ◇ 地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業

〔体調不良児対応型〕

- ◇ 保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業

〔非施設型(訪問型)〕

- ◇ 地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業

〔量の見込みと確保方策〕

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (延べ利用人数)	5,730 人	5,670 人	5,600 人	5,540 人	5,460 人
確保方策 (延べ利用人数)	14,112 人	14,112 人	14,112 人	14,112 人	14,112 人

(確保方策の方向性)

- ・ 児童の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の病児保育室（5 か所）で病児保育事業（病児対応型）を実施しており、今後も継続して実施します。

⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

〔事業内容〕

- ◎ 保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校が休みの時などに、保護者が帰宅するまでの時間に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

※低学年(1～3年生)、高学年(4～6年生)の区分無し。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (利用実人数)	2,659 人	2,670 人	2,698 人	2,694 人	2,686 人
確保方策 (利用実人数)	2,846 人	2,846 人	2,846 人	2,846 人	2,846 人

(量の見込みの算出方法)

- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みについては、市内公立小学校の全小学生を対象とした「放課後児童クラブに関するニーズ調査」をもとに算出しました。

(確保方策の方向性)

- ・ 市民ニーズに対応するため必要な地域（校区）を対象として、新たな放課後児童クラブの開設等により供給確保します。
- ・ 施設の有効活用の観点からも、既存施設や小学校の余裕教室の活用を視野に入れた放課後児童クラブの開設を検討します。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に行うことから、保護者の就労状況が変わった場合に、児童への環境変化に伴うリスクを軽減できる施設と言えます。

今後、市民ニーズの把握を進め、適切な利用が可能となるよう、地域の実情に応じた認定こども園の普及に努めます。また、施設が認定こども園に移行する際に必要な支援を適正に実施します。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

現在、幼児教育センターで「幼児教育・保育」や「子育て支援」に関する情報収集や調査・研究、情報発信を行っています。子ども・子育て支援新制度へ移行するにあたって、市内の未就学児への幼児教育・保育の質の更なる向上が求められています。

そこで、幼児教育センターにおいて、幼児教育・保育全般に関する調査・研究の「中枢」を担う施設として、保幼小連携に関することや特別支援教育等、適切な研究テーマの企画・立案や、調査方針の調整を行います。

また、佐世保市保育会や私立幼稚園協会等関係団体と連携して、調査・研究の実践を図るとともに、幼児教育・保育施設へ研究結果の情報を発信します。さらに、研修内容や実施方法等を検討し、幼児教育・保育に関する研修拠点となるように努めます。

一方、特別支援教育の充実を図るための幼稚園教諭、保育士の資質向上も求められていることから、特別支援学校やまどか教室、子ども発達センター等の関係機関と連携を図ります。

(3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校等との連携の推進方策

市内全ての保育所・幼稚園・認定こども園と小学校等の連携を図るため、平成24年度に「保幼小連携接続カリキュラム」を策定し、保幼小の連携事業を実施しているところです。

引き続き、保幼小連携推進会議や関係施設との連携を深めることによって、全市的に保幼小連携を推進し「保幼小連携接続カリキュラム」の活用や改善(PDCA)を進めます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進と進捗管理

(1) 計画の推進にあたって

本計画は、子どもと子育てへの支援策として何が求められているのか、市民ニーズの把握に努めるとともに、国や県の動向を踏まえて作成していますが、子どもや子育てを取り巻く環境は今後も変化することが予想され、求められるニーズもさらに多様化することが想定されます。

そこで、計画の推進にあたっては、「佐世保市子ども・子育て会議」において各種施策の実施状況を審議するなど、継続的に点検・評価・見直し(PDCAサイクルの実践)を行い、より実効性のある施策を推進します。

(2) 計画の進捗管理と点検・評価

進捗管理にあたっては、数値目標を設定し、「佐世保市子ども・子育て会議」において定期的に計画の進捗管理と点検・評価を行います。

なお、評価結果について、ホームページ等で適宜公表するとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

参考資料

1 計画策定の経過等

(1) 佐世保市子ども・子育て会議

①佐世保市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、佐世保市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

- 2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援関係者、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 会長は、審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部子ども政策課において処理する。

(分科会)

第10条 特別な事項を調査審議するため、会長は、子ども・子育て会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、子ども・子育て会議委員の中から、会長が指名する委員で組織する。
- 3 第5条から前条までの規定は、分科会について準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「副会長」とあるのは「副分科会長」と、「市長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

- 2 佐世保市附属機関設置条例(平成8年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第19条の3の次に次の1条を加える。

第19条の4 市長の附属機関として、佐世保市子ども・子育て会議を置く。

- 2 佐世保市子ども・子育て会議の組織及び所掌事務については、佐世保市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第22号)の定めるところによる。

②委員名簿

※任期:平成25年7月4日～平成27年7月3日

平成26年6月9日時点

	所属団体等	役職名等	委員名(敬称略)	備考
学識経験者	長崎短期大学	保育学科長	川原 ゆかり	
	長崎国際大学	社会福祉学科長	豊島 律	会長
保育関係	佐世保市保育会	総務委員	廣岡 光義	
	佐世保私立幼稚園協会	会長	内橋 彰	
	長崎県子育て支援協会	会長	仲尾 勝利	
	佐世保市学童保育連絡協議会	会長	中尾 信子	
小学校	佐世保市小学校長会	佐世保市立港小学校長	福本 順子	
医療関係	佐世保市医師会(小児科医会)	いけだ小児科院長	池田 修三	
主任児童委員	佐世保市民生委員児童委員協議会連合会 (主任児童委員部会)	主任児童委員部会副会長	大石 裕子	副会長
子育て支援団体	子育てサークルネットワークさせば	顧問	古市 泰子	
	佐世保市連合町内連絡協議会	婦人部副会長	豊村 洋子	
企業関係	佐世保商工会議所	総務委員長	小川 寛	
労働者関係	連合長崎佐世保地域協議会	議長	菊永 昌和	
子育て当事者 (保護者など)	佐世保市保育所保護者連絡会	会長	稲田 耕平	
	佐世保私立幼稚園PTA連合会	会長	田端 節子	
	佐世保市公立幼稚園保護者会連絡協議会	会長	安堂 絵理奈	平成26年6月9日～
	佐世保市PTA連合会	理事	坂本 歩美	
市民公募	—	公募委員	松尾 紀子	
	—	公募委員	糸永 真利子	
行政	保健福祉部	理事(福祉事務所長)	帯田 浩孝	
	農水商工部	次長(産業振興課長)	長嶋 大樹	平成26年6月9日～
	教育委員会	次長(学校教育課長)	百津 真人	

(2) 審議経過等

●子ども・子育て会議（全体会）

- ・第1回：平成25年7月4日（木）
委嘱状交付、会長・副会長選出、諮問、子ども・子育て支援事業計画の概要について
- ・第2回：平成25年8月20日（火）
次世代育成支援佐世保市行動計画の進捗状況について、ニーズ調査について
- ・第3回：平成25年9月25日（水）
ニーズ調査について
- ・第4回：平成26年1月24日（金）
ニーズ調査等の結果(速報)について、今後のスケジュールについて(分科会設置など)
- ・第5回：平成26年10月7日（火）
新させばっ子未来プラン(仮称)について
- ・第6回：平成27年2月3日（火）
新させばっ子未来プラン(仮称)について

●子ども・子育て会議（分科会）

○施設型給付関係分科会（分科会A）

- ・第1回：平成26年4月14日（月）
分科会長・副分科会長選出、子ども・子育て支援事業計画について(骨子(案)など)
- ・第2回：平成26年6月9日（月）
児童数の推移と将来人口の推計について、特定教育・保育施設について
- ・第3回：平成26年7月28日（月）
特定教育・保育施設等について
- ・第4回：平成26年8月28日（木）
特定教育・保育等に係る「量の見込」と「供給確保方策」について
新させばっ子未来プラン(仮称)について

○児童健全育成関係分科会（分科会B）

- ・第1回：平成26年4月22日（火）
分科会長・副分科会長選出、子ども・子育て支援事業計画について(骨子(案)など)
- ・第2回：平成26年6月6日（金）
児童数の推移と将来人口の推計について、児童クラブについて
放課後子どもプランの現況について
- ・第3回：平成26年7月25日（金）
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)について
- ・第4回：平成26年9月1日（月）
放課後児童クラブに係る「量の見込」と「供給計画」について
新させばっ子未来プラン(仮称)について

○地域子ども・子育て支援事業関係分科会（分科会C）

- ・第1回：平成26年4月15日（火）
分科会長・副分科会長選出、子ども・子育て支援事業計画について(骨子(案)など)
- ・第2回：平成26年7月31日（木）
児童数の推移と将来人口の推計について、グループインタビューについて
佐世保市における子ども・子育て支援の基本的方向性について
- ・第3回：平成26年9月2日（火）
新させばっ子未来プラン(仮称)について

2 その他

(1) 計画目標一覧

①次世代育成支援行動計画関係

指 標	現状 25 年度	平成 31 年度
4か月児健康診査の受診率	98.8%	100%
虐待相談対応改善率	54.9%	50%以上
乳幼児健康診査受診率	95.2%	97%
乳児家庭全戸訪問実施率	92.2%	100%
子ども子育て応援センター相談対応率	100%	100%
子育てサポーター活動人数	40 人	50 人
子ども発達センターにおける関係機関とのネットワーク会議実施回数	34 回	34 回
特別支援教育対象者のうち子ども発達センター利用者の占める割合	82.4%	100%
障がい児保育実施可能施設数	74 か所	85 か所
地域子育て支援センターの延べ利用人数	125,747 人	150,000 人
ファミリーサポートセンター登録数	1,617 人	3,000 人
子育て講演会・イベント等の参加者満足度	98.8%	100%
子育て支援の実施か所数(地域子育て支援センター・認定こども園)	29 か所	50 か所
児童センター等のあり方検討会の開催回数	0 回	6 回
離乳食講座の開催回数	10 回	10 回
ファミリーサポートセンター交流会の開催回数	5 回	12 回
子育て支援サークル関係講座の開催回数	11 回	12 回
保育所待機児童数(4 月 1 日現在)	0 人	0 人
放課後児童クラブ設置数	46 か所	60 か所
施設型給付、地域型保育給付の実施施設数	27 年度新規	100 か所
午後 7 時までの延長保育実施か所数	57 か所	68 か所
一時預かり事業実施か所数	80 か所	80 か所
病児保育室実施か所数	4 か所	5 か所
放課後児童クラブ開設数 (うち一体型の開設数)	46 か所 (14 か所)	73 か所 (17 か所)
放課後児童クラブ研修会の開催回数／参加者数	3 回 275 人	3 回 360 人
父親向け育児講演会等の参加者満足度	98.5%	100%
幼稚園の就園率	98.7%	100%
幼児教育・保育研修に対する幼稚園教諭・保育士の満足度	97.2%	100%

指 標	現状 25 年度	平成 31 年度
幼児教育・保育全般に関する調査研究成果の公表	0 回	1 回
幼稚園教諭・保育士・保育教諭研修の開催回数／参加者数	11 回 609 人	11 回 700 人
保幼小連携講座の開催回数／参加者数	63 回 1,070 人	63 回 1,100 人
特別支援教育講座等の実施回数／参加者数	1 回 77 人	3 回 180 人

②子ども・子育て支援事業計画関係

指 標	現状 25 年度	平成 31 年度
妊婦健康診査(受診人数／延べ受診回数)	2,312 人 27,450 回	2,220 人 26,640 回
乳児家庭全戸訪問事業(対象者数)	2,259 人	2,000 人
養育支援訪問事業(延べ人数)	227 人	280 人
子育て短期支援事業(延べ利用人数)	90 人	98 人
地域子育て支援拠点事業(月あたり延べ利用人数)	8,759 人	8,800 人
ファミリーサポートセンター事業(延べ利用人数)	660 人	1,400 人
一時預かり事業(延べ利用人数)	205,021 人	204,390 人
延長保育事業(時間外保育)(利用実人数)	3,622 人	3,870 人
病児保育事業(延べ利用人数)	2,672 人	5,460 人
放課後児童クラブ利用実人数	1,873 人	2,686 人
利用者支援事業(設置か所数)	0 か所	1 か所

(2) 子ども育成条例

子どもは、多様な個性を持ち、様々な環境の下で日々成長しています。
子どもは、それぞれ一人の人間として、個性や他者との違いが認められ、差別、暴力その他の人権侵害から守られるなど、その尊厳と権利が尊重されます。

また、子どもは、社会のルールを守り、他の人の人権を尊重することなどを学ぶとともに、社会の一員として成長に応じた責任と役割を果たしていくことも求められます。

子どもが生まれて初めて出会う人は家族（保護者）であり、家庭は、子どもの育成に大きな責任を負っています。

一方、子どもは、保護者だけでなく社会の大人の姿・行動を見ながら成長することを考えたとき、すべての大人は、子どもの成長に影響を与えていることを認識することが必要です。

次代を担う子どもの育成のためには何が必要なのか、すべての大人が考えながら、それぞれの立場で子どもを保護し、教え、導き、また時には厳しさを持つて接するとともに、子どもを信頼し、子どもの声を聞き、社会活動への参加を進めるなど、子どもが自ら成長していくよう支援していくことが大切です。

佐世保市は、子どもは社会の宝、未来への希望であるとの認識のもと、すべての大人（市民）と力を合わせ、子どもが尊重され、幸せに育つとともに、子どもが誇りを持つことのできるまちとなることを目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、次代を担う子どもの育成について、その基本理念、大人の役割、基本的な施策等を明らかにすることにより、子どもが尊重され、幸せに育つとともに、子どもが誇りを持つことのできるまちづくりに寄与することを目的とする。

（子どもの定義）

第2条 この条例において子どもとは、おおむね15歳未満の者をいう。

（基本理念）

第3条 子どもの育成は、次の基本理念により行われるものとする。

- (1) 子どもが一人の人格として尊重されるとともに、子どもの最善の利益が考えられること。
- (2) 子どもが優しさやたくましさを身に付け、人を愛し、郷土や国を愛し、世界の平和を願い、自然を大切にすする心、社会の役に立とうとする意識、世界に通じる広い視野と豊かな国際感覚を養うことができるよう支援されること。

（市民の役割）

第4条 市民は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省みるとともに、子どもの育成に積極的にかかわるよう努めるものとする。

（保護者の役割）

第5条 保護者は、子どもの人格形成や行動に大きな責任を負うことを自覚し、子どもが基本的な生活習慣や社会的なルールを身に付けることができるよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第6条 保育所、幼稚園、学校（以下「学校等」という。）は、子どもの多様な能力や可能性を伸ばし、豊かな人間性、基礎的な社会性を育成するなど、教育に重要な使命があることを自覚するとともに、保護者や地域との連携を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、子どもの心身の健康と安全を確保するための体制整備に努めるものとする。

（地域等の役割）

第7条 町内会等の地域関係団体及び子どもの育成に関わりのあるボランティア団体、特定非営利活動法人など（以下「地域等」という。）は、身近にいる子どもに関心を持ち、体験学習の機会を提供するなど、子どもを育てる活動を積極的に進め、地域コミュニティの輪を広げるよう努めるものとする。

（企業等の役割）

第8条 企業等は、企業等で働く保護者が、子どもと十分触れ合うことができる環境づくりに配慮するよう努めるとともに、学校等が行う職場体験活動など、子どもの育成に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(市の責任と役割)

第9条 市は、家庭、学校等、地域等、企業等の子どもを育てる営みの調整役として相互の連携を図るとともに、市民の意識を高め、社会全体で子どもを育てるために必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の規定により策定する施策に、市民の意見を反映させるよう努めるとともに、子どもに関する施策の総合化に向けた取組みを行うものとする。

(子どもの健康の保持増進と環境整備)

第10条 市は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、教育関係施設の整備を行うなど、子どもが健やかに育つための安全で良好な環境づくりに努めるものとする。

(相談体制の充実等)

第11条 市は、子どもの育成に関する保護者の学習の機会、意見交換や相談の場の提供に努めるものとする。

2 市は、子ども自身からの相談及び子どもの育成に関する総合的な相談に対応できる体制の充実に努めるものとする。

3 市は、関係機関及び地域等との連携を進め、社会全体で子どもを見守り、支援し、擁護し、救済する体制の充実に努めるものとする。

(虐待の防止)

第12条 市は、虐待を早期に発見し、子どもを保護するため、関係機関及び地域等との連携を図るなど、虐待防止のための体制の充実に努めるものとする。

(子育て支援)

第13条 市は、保護者が子どもを育てるにあたり、必要に応じて経済的、社会的支援を行うとともに、関係機関と協力し、支援体制の充実に努めるものとする。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている家庭の把握に努めるとともに、その状況に配慮した支援を行うものとする。

(活動への支援)

第14条 市は、子どもの自主的な企画・運営によるスポーツ、文化等に関する活動への支援、活動場所の提供などに努めるものとする。

2 市は、子どもの豊かな感性を育てるための活動など、子どもの育成に関する市民活動の奨励、支援に努めるものとする。

(子どもの社会参加の促進)

第15条 市は、子どもの社会参加意欲と、意見を表明する能力の向上のため、子どもの学習の機会や、子どもから意見を聞く機会を設けるなど、子どもの思いや考え方を市政等に反映するための取組みを行うものとする。

(15歳以上18歳未満の者についての配慮)

第16条 この条例の施行に当たっては、おおむね15歳以上18歳未満の者についても、自立性を尊重しながら、大人としての必要な資質がさらに育まれるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 用語解説

(調整中)

(調整中)

新させぼっ子未来プラン

[次世代育成支援佐世保市行動計画]

[佐世保市子ども・子育て支援事業計画]

平成 27 年 3 月

佐 世 保 市